

第 1 分 科 会 (No. 6)

1 日 時 令和 7 年 9 月 2 5 日 (木)

午前 9 時 5 9 分 開会

午前 1 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

午後 3 時 1 0 分 閉会

2 場 所 第 6 委員会室

3 出席委員 (1 9 人)

主 査	永 井 佑	副 主 査	宇都宮 亮
委 員	菊 地 公 平	委 員	上 野 照 弘
委 員	吉 村 太 志	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	香 月 耕 治	委 員	村 上 幸 一
委 員	廣 田 信 也	委 員	富士川 厚 子
委 員	渡 辺 修 一	委 員	村 上 直 樹
委 員	三 宅 まゆみ	委 員	大久保 無 我
委 員	大 石 正 信	委 員	伊 崎 大 義
委 員	井 上 しんご	委 員	小金丸かずよし
委 員	松 尾 和 也		
(委 員 長	木 畑 広 宣	副 委 員 長	小 宮 けい子)

4 欠席委員 (0 人)

5 出席説明員

市 長 公 室 長	明 石 卓 也	広報戦略担当部長	柳 井 雅 也
秘 書 課 長	横 川 大 信	第一戦略担当課長	鍋 藤 博 一
広報戦略課長	大 山 恵 子	広報戦略担当課長	小 西 康 平
総務市民局長	三 浦 隆 宏	安全・安心担当理事	南 野 栄 一
総 務 部 長	滝 剛	文 書 館 長	阪 本 光
平和のまちミュージアム事務局長	居 藏 邦 幸	人 事 部 長	山 下 耕太郎
安全管理担当部長 (兼務)	奥 村 和 美	人 事 課 長	橋 本 泉

給 与 課 長	大 庭 誠 宏	労務・安全衛生担当課長	佐 藤 友 法
市 民 部 長	中 山 賢 彦	区政推進課長	富 永 麻 子
広 聴 課 長	南 谷 哲 典	地域・人づくり部長	久 芳 順 一
地域振興課長	上 田 純	市民センター担当課長	長 門 充 紘
生涯学習課長	千々和 圭 輔	安全・安心推進部長（兼務）	中 山 賢 彦
安全・安心推進課長	倉 田 武	都市整備担当課長	友 松 和 宏
暴力団排除担当課長	倉 地 研 介	消費生活センター館長	江 淵 和 隆
行政委員会事務局長	兼 尾 明 利	行政委員会事務局次長	高 橋 浩
調 査 課 長	河 津 伸 二	選 挙 課 長	有 田 雄 一

外 関係職員

6 事務局職員

事 務 局 長	天 本 克 己	次 長	檜木野 裕
総 務 課 長	原 田 健 二	政策調査課長	清 水 俊 哉
委員会担当係長	伊良皆 公 一	政策担当係長	田 中 康 雄

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第86号 令和6年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第96号 令和6年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち所管分	

8 会議の経過

○主査（永井佑君）開会します。

本日は、市長公室、総務市民局、市議会事務局及び行政委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案第86号のうち所管分及び96号のうち所管分の以上2件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭をお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、議案第86号、令和6年度北九州市一般会計決算についてのうち、市長公室、総務市民局、市議会事務局、行政委員会事務局の所管分について、令和6年度歳入歳出

決算事項別明細書により主な項目について説明いたします。なお、説明につきましては100万円未満の数字は省略させていただきます。

まず初めに、歳入でございます。タブレットの14ページをお願いいたします。資料は22ページになります。歳入につきましては、節ごとに見開きの右側のページの中ほどの収入済額により御説明いたします。

まず、ページ下のほうになりますが、17款1項1目総務使用料8億4,300万円のうち所管分は7,200万円で、市民センターや生涯学習センターの使用料収入などによるものでございます。

続きまして、タブレット16ページをお願いいたします。中ほどになります。17款2項1目総務手数料3億7,300万円のうち所管分は3億1,000万円で、戸籍や住民票、それから印鑑登録の証明発行に係る手数料などです。

続きまして、タブレット19ページをお願いいたします。ページの上のほうになります。18款2項1目総務費国庫補助金10億5,800万円のうち所管分は5億2,500万円で、マイナンバーカードの作成、交付に要する経費などへの国庫補助金でございます。

続きまして、タブレット22ページをお願いいたします。ページ下のほうになります。19款2項1目総務費県補助金1,900万円のうち所管分は400万円で、消費者行政推進事業などに対する県の補助金でございます。

24ページをお願いいたします。中ほどになります。19款3項1目総務費委託金21億5,400万円のうち所管分は7億1,800万円で、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査、福岡県知事選挙、それから福岡県議会議員補欠選挙の委託金となっております。

タブレット25ページをお願いいたします。中ほどになります。20款1項1目財産貸付収入10億3,000万円のうち所管分は1億900万円で、区役所やコムシティなどの貸付収入でございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。下のほうになります。22款2項18目退職手当基金繰入金25億8,900万円のうち所管分は12億1,800万円で、令和6年度定年退職者に係る退職手当の基金繰入金でございます。

続きまして、タブレット33ページをお願いいたします。上のほうになります。24款6項4目雑入78億6,500万円のうち所管分は2億3,200万円で、区役所等における私用光熱水使用料や市政だよりの広告掲載料収入などの雑入でございます。

続きまして、タブレット35ページをお願いいたします。上のほうになります。25款1項1目総務債33億2,000万円のうち所管分は8億5,400万円で、門司港地域複合公共施設や市民センターなどの整備に係る市債収入でございます。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出になります。タブレット38ページをお願いいたします。資料でいきますと70ページになります。歳出につきましては、目ごとに見開きの右側ページ、左から2列目になりますが、支出済額により御説明いたします。

まず、ページの上のほうですね。1款1項1目議会費の15億4,700万円は、議員報酬や事務局職員の給与及び政務活動費交付金などに要した経費でございます。

タブレット39ページをお願いいたします。ページの上のほうになります。2款2項1目一般管理費7億9,500万円のうち6億6,500万円は、本庁舎などの維持管理に要した経費となっております。

40ページをお願いいたします。下のほうになります。2款2項4目文書広報費の3億2,300万円は、広報業務や文書館の管理運営等に要した経費でございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。2款2項8目区役所費の18億5,400万円は、区役所や出張所の整備、それから維持管理、そして、門司港地域複合公共施設の整備等に要した経費でございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。下のほうになります。2款3項1目企画振興総務費37億2,900万円のうち所管分は6,900万円で、シティプロモーションの推進等に要した経費でございます。

49ページをお願いいたします。ページの中ほどになります。2款4項1目市民総務費35億8,600万円のうち所管分は35億5,000万円で、市民センターの整備や維持管理、地域総括補助金等のまちづくり推進等に要した経費でございます。

50ページをお願いいたします。中ほどになります。2款4項2目消費者行政費の1億1,900万円は、消費生活相談業務などに要した経費でございます。

その下のほうになりますが、2款4項3目生涯学習費の4億6,200万円は、生涯学習センターの管理運営や門司港地域複合公共施設の整備等に要した経費でございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。中ほどになります。2款6項1目戸籍住民基本台帳費の7億600万円は、市民課業務等の委託やマイナンバーカード関連事業などに要した経費です。

続きまして、54ページをお願いいたします。ページの下のほうになります。2款7項6目市議会議員選挙費の5億2,000万円は、令和7年1月26日執行の北九州市議会議員一般選挙に要した費用でございます。

以上、議案第86号、令和6年度北九州市一般会計決算についての説明を終わります。

続きまして、タブレットの163ページをお願いいたします。資料320ページになります。

議案第96号、令和6年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち、総務市民局の所管分について御説明いたします。

ページの下のほうになります。歳入決算額は、収入済額19億5,600万円のうち4億2,000万円となっております。

続きまして、164ページをお願いいたします。歳出決算額ですが、収出済額19億5,500万円の

うち4億2,000万円となっており、先行取得しておりました土地の市債償還のため、公債償還特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○主査（永井佑君） これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありますか。大石委員。

○委員（大石正信君） 2点伺います。

まず、市職員の長時間勤務について伺います。

令和6年度の職員の時間外勤務は、月80時間勤務、年360時間を超えた職員が278人、月100時間を超えた職員が116人と増えています。これまで、長時間勤務の規制は月45時間を上限と決めています。それを超える一月100時間未満、年720時間の他律的業務は、令和5年は58部署、令和6年は51部署にまで拡大しています。さらに、月80時間が2か月以内の特例業務が、令和5年度113人、延べ443人が、令和6年度122人、延べ451人と増えています。これでは、長時間勤務を解消するのではなくて、逆に長時間勤務の野放しにつながるものだと考えますが、見解を伺います。

最後に、平和のまちミュージアムについて伺います。

平和のまちミュージアムでは、若者を対象にしたパネルディスカッションなど、新たな企画が行われています。一方、入場者数は令和6年度1万5,741人と、令和5年度から見ても5,489人減っており、令和4年度の3万1,991人と比べても半分に減っています。これは、平和のまちスタディツアーが廃止されたことで、小学生の来場者が減ったことが原因とされています。そうであるならば、これまで私が主張してきた戦争体験者の語り部や戦争遺品を学校に展示するなど、出前授業についての取組状況や課題について伺います。以上。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 大石委員の御質問にお答えいたします。

まず、他律的業務に関しましては、季節的な繁忙業務によるものが多くございまして、国の法改正、議会对応、予算、決算、あと会計検査とか、例えば例年実施している大型イベントなど、所属単位で認定をしております。こちらに関しましては、野放しというお話がありましたけども、もちろん各局区室に詳細なヒアリングを行いまして、所属内での業務分担の見直し等を十分に検討されているのかどうか、個別に確認した上で認定をしております。また、特例業務に関しましては、公務の運営に重大な支障を来すおそれがあり、かつ緊急に処理する必要があるもので、必要最小限の範囲で認定しております。具体的には、災害対応、選挙事務、議会对応、イベント実施等がございます。こちら、特例業務の認定申請についても、所属内での

業務分担の見直し等を図った上で認定しており、申請があったものを全て認定しているわけではございません。今後も時間外勤務を必要最小限にとどめるように、個々の事例を丁寧に対応するとともに、所属においても業務分担の見直し、業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 平和のまちミュージアムでは、学校関係者に対してアラカルト方式で体験活動を選択する仕組み等を活用して来館の働きかけを行った上、来館時には平和学習メニューを提供するほか、出前授業の実施、それから平和学習用教材の提供など、学校における平和学習の支援を行っているところであります。このうち出前授業におきましては、実際に学校に赴いて授業を行うほか、中学校の例になりますけれども、リモート方式により全校生徒を対象に実施するなど、学校の実情や希望に応じた支援となるよう取り組んでおります。さらに、御指摘のありました出前授業の内容につきましても、今後さらに工夫を図ってまいりたいと思っております。引き続き平和学習拠点としてのミュージアムの機能向上を図りまして、学校における平和学習をサポートできるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 長時間勤務については、必要最低限のものだと。そもそも月45時間、年360時間と決められているけども、他律的業務については、イベントだとか季節的な予算事務だとか、そういうものだと。特例業務は、公務に重大な支障を来す必要最低限度だと。必要最小限だと言いながら、実際にはそうならない。この最近の長時間勤務の推移はどうなっていますか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 令和4年度に関しましては58万6,465時間、令和5年度は61万2,943時間、令和6年度は61万5,185時間ということで、令和3年度比較で10%減を目指していたんですが、若干増となっております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） コロナのときには相当長時間勤務が多かったけど、まだ実際には減っていない、高止まりしている。この要因は何ですか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 こちらは、コロナ収束に伴いまして業務が本格再開したところ、また、新ビジョンの達成に向けた各種の取組をいろいろやっております、全庁的に若干増えたのではないかと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） そもそも労働基準法では、1日8時間、週45時間、それを超える場合は、

民間では三六協定によって、休日、時間外勤務について決められています。国家公務員の場合は人事院規則。市の職員では、月45時間、年360時間、これはどういう条例なり規則で決められていますか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 こちらは、もともと平成30年に労働基準法が改正されまして、それを受けまして令和元年7月に時間外の上限時間の改正ということで、北九州市の休日等に関する規則を改正しております。それに伴って、月45時間、それから年間360時間以内という取決め、また、他律的業務に関しては、1か月においては100時間未満、1年においては720時間以内ということで通知を出しているところでございます。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 先ほど言われたように、2019年に改正された市職員の勤務時間、休日休暇に関する条例及びそれに基づく規則の中では、1か月間に45時間を超えて時間外勤務を命ずることはできないと明記されていますよね。この規定を超える場合、これは規則違反になるんですか。その罰則などがあるんですか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 こちら45時間を超える場合は、先ほど説明した特例業務の申請が必要になります。そこで必要と認められた場合に、人事課で認定をしているというものでございます。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 他律的業務と特例業務、この違い、要するに月45時間超えれば、所属長がヒアリングをして、特別にそれが必要なんだという申請に基づいて他律的業務と特例業務をされていますけども、この違い、45時間を超えて仕事をしなければいけないのか、その他律的業務と特例業務の違いは何ですか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 他律的業務と特例業務に関しましては、国の通知に基づいて、外部要因により発生するものに関しては他律的業務、特例業務は、時間外勤務を命じなければ公務の運営に支障を来すおそれがある場合に認めるものであると区別しております。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） そもそも規則の中で月45時間、年360時間を超えてはならないと。しかし、公務の事情によってそれを超える場合は、他律的業務と特例業務があるんだと言われていきますけども、本来ならば職員の範囲の中でやっていかなければいけないけども、それを超えるような仕事があるから、長時間勤務の特例、他律的業務と特例業務が拡大しているんじゃないかと思います。本来、月45時間の範囲の中で定員が足りているのかということで見なければい

けないけども、それが、仕事ができないからということで、他律的業務や特例業務がされているのではないかと思いますけども。なぜ長時間勤務が増えているのか、そして、定員の中で仕事ができないのか。そういう検証はされていますか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 先ほど北九州市職員の勤務時間とか休暇に関する規則に基づいているということで、一応、翌年度の9月までに、前年度の上限を超えた時間外勤務の要因について分析は行っております。各局区室において、時間外削減に向けた業務分担の見直し等の参考としていただいております。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 私、最近思うんですけども、武内市長になってイベントが増えている。ネーションズリーグやパルクール世界大会など、イベントや企画が増えていっていると。それが人員に伴った形で企画や運営がされているんだったらいいけども、結局その部署だけで対応できないもので、他の部署から応援を受けている。そうなってくると、自分の部署も人が少なくなってくるという形で、市長公室に伺いますけども、そういうイベントだとか企画をされる場合には、人員配置、予算、そういうものを伴って企画運営をされているのか、原局に要請されているのか、いかがですか。

○主査（永井佑君） 秘書課長。

○秘書課長 お尋ねのイベント企画であるとか予算関係、基本的に各局が判断してやっていく部分でございまして、その中で、例えば市長公室に今、戦略担当というのがありますけれど、そこと連携しながらやっております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 私が言いたいのは、いろんな企画が、予算も当然そうだし、それと同時に、イベントが増えれば、その部署だけで対応できない。パルクール世界大会やバレーボール大会とか、武内市長になってたくさん増えていますよね。そうであるならば、それに伴うだけの、その部署で対応できるだけの人員を配置しなければ、結局、よそから投入してくる、自分のところもしわ寄せが出てくる、人が足りないもんだから長時間勤務になると、そういう悪循環になっているんじゃないかと思うんですよね。そういうものを併せて、きちんと人員配置、予算と併せて、年度当初にやるべきじゃないかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

○主査（永井佑君） 秘書課長。

○秘書課長 それぞれのイベントごとに判断をしていく部分ではございますけれど、全体として、先ほど人事課長も話がありましたけれど、時間外の削減、そして職員の負担の軽重などにつきましては、それぞれ総合的に判断していくということで取り組んでいるところでございま

す。以上でございます。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 総合的に判断って言われても、総合的に判断できないような状況が、職員の中にしわ寄せが来ているんだということなんです。仕事量と職員数に大きなかい離があると。職員数は平成8年から29年間で4,330人も減っています。さらに、令和5年から令和6年も1年間に22人、令和5年のときから比べても104人は減っているわけですね。だから、仕事量は増えている。先ほどあったように、国の法改正や議会对応、予算、決算、会計検査や工事検査、税務の申告や賦課、それに併せて特例業務ってということで、災害対応だとかイベントとか増えてきている。仕事量が減るんならば分かりますよ。しかし、実際には仕事量は、公務の仕事はどんどん増えていっている。一方では、職員が不足している。そのことによって、先ほど人事課長も言われたように、年間61万時間も長時間勤務があるというわけですね。だから、そういうことをきちんと見直していく必要があるんじゃないかと考えますけど、いかがでしょうか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 職員の配置に関しましては、地方自治法の要請である簡素で効率的な組織体制っていうものを、まず確立しないといけないと考えておりまして、必要な人員に関しては、こちらにも補充しないといけないとは考えているんですが、併せて職員の配置に当たっては、事務改善に基づく業務の効率化とかDX化、これを進めていかなければならないと。市政変革の取組の進捗に合わせて、全体の業務量を見極めながら、市民サービスの低下を招かないようにしていかなければいけないと考えております。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） やっぱり人員と仕事がかい離しているんじゃないかと。事務改善会議をやっているってことなんですけど、これが減っていついていないっていう状況には問題があるってことなんですね。月45時間、年360時間、これをその定義の中でやろうと思えば、今できないと。ということで、他律的業務だとか特例業務を増やしていついてるわけですね。だから、北九州市の今のやり方は不適切な運用、要するに定員の中でできるような形の仕事、これはされていなきゃいけないけど、この特例的な業務で不適切な対応をされているんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 特例業務に関しましては、先ほど説明したように緊急的な対応をしないといけないというところで、もともとこの時間外をするという想定で考えてはいませんので、基本的には各局区室から職員の配置要望とか、業務の効率化を図りながら、どれぐらいの人員が必要なのか、また、業務量とかの状況を分析して、人員配置とか職員配置についてはこちらでも継続

的な見直しを行っているところでございます。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 見直しをやって、聞いているってことですけども、ある職場の課長から、こう言われました。人が足りないんだと。自分たちは現場に行って検査をしたり、民間業者を指導したりとかしなきゃいけないけども、人が足りないために、夜残って残業しなきゃいけないと。課長が、当然超過勤務手当はつかないという形で悲鳴が上がっている。また、まちづくり整備課でも、災害対応があれば出なきゃいけない。人が足りない。選挙事務にしても、この前、選挙が立て続けに行われましたけども、それによって、土曜日や日曜日も、そして夜中まで、朝方まで働かなきゃいけないという、過労死を生むような長時間勤務がされている。こういう現場の訴え、職員の悲鳴は人事課に届いていますか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 すみません。その辺の細かな実情的なところは、こちらに届いていないんですが、基本的に各局区室等が毎年度、職員の配置要望を踏まえて一緒に協議をしております。その中で、本当に必要な人員が足りていないということであれば、各局から要望を受けて、実際に業務量を調査して、分析して、必要であれば人員は配置したいと考えております。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 削減目標は持っておられますか。削減目標。長時間勤務の削減目標。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 令和7年5月に削減目標の通知を出しております。令和6年度比で、令和7年、令和8年、令和9年の3か年で10%減というのを目標に掲げております。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） それはどうやって達成しようと思われていますか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 時間外削減については、取り組みやすい内容をお知らせして、例えば会議時間を短縮して簡潔にやりましょうとか、資料も今までであればしっかりと作り込んで、ばっちりとした資料を作るというのなるべくやめて、簡素化してシンプルにやろうというところで、できるだけ事務改善につながることをまずやっていこうと。あと、DXで業務の効率化ということでAIとかを活用した業務であったりとか、例えばBPRということでバックヤード体制まで持っていくようなシステム構築ができないかっていうところも、随時検討しているところでございます。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 会議時間を減らしたり効率化っていうのは大事な問題ですけども、AIが対応できないものとか、対面対話で、市民と対話しなきゃいけないところだとか、判断業務、

コアな業務とかというのは市の職員がしなきゃいけない。だから、幾らそういう改善をしたとしても、市の職員がコアな業務を判断しなきゃいけない。どうしても削減できない、そういう問題もあるわけですね。だから、そういう点で定員は足りているのかというのを、もう一度見直していただきたい。

それと、休日勤務手当について、休日出勤については135%、時間外勤務は125%となっていますけども、これ違反したらどうなりますか。

○主査（永井佑君） 給与課長。

○給与課長 今おっしゃられたとおり、休日勤務手当135%、時間外勤務125%、こちらについては、原課から実績が上がりまして、それに基づいて支給をしておりますので、支給しないということはございませんし、仮に支給漏れがあった場合は遡って支給しているところでございます。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 実際には、休日に出勤しても、その週のうちに振替をしなきゃいけないという形で言われているんですけども、これは、その週であれば定法であると言われていすけども、それについては事前確認が必要だと言われていすけどもね。それについて、上司から今度の日曜出てほしいと言われても、断れない場合はあると思うんですね。本来であれば休日、家族との約束もほごにして出なきゃいけない。そういう問題については、どのように考えておられますか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 そちらに関しましては、所属長のマネジメントが大事だと思っています。実際にその職員が必要な人員であるのかというのを判断しまして、例えば代替えでほかの職員が出ることが可能であれば、その職員で対応することも必要ですし、もし、その職員が絶対に出ないといけないというような状況であれば、なぜそれが必要なのかっていうところもちゃんと所属長で管理をして、実際に休日出勤をする職員を決めていく形になると思います。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） 本来ならば、休日出勤すれば135%、しかし、その週の中でやれば超過勤務手当を支払わなくていいとなっているということですけど、そういうものが続けば、職員が安心して家族との約束だとかというのができなくなっていく。だから、そこにも職員が不足しているっていう限界が示されていると思います。

それと、休職者123人のうち精神疾患が104人、病気休職者215人のうち精神疾患が118人と、異常な状況が続いていますけども、病休者、精神疾患、こういう問題と長時間勤務はリンクしているんじゃないかと思いますが、そのあたりの分析はされていますか。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 精神疾患の要因を産業医面談で本人や所属長へ聞き取りを行ったところ、業務に起因する要因、仕事量とか質の変化、異動とか職場内での人間関係のトラブル、それと、それ以外の、例えば家族とか親族に関する出来事であったり、プライベートな人間関係によるトラブルなど様々なものがありまして、それらが複雑に絡み合っていて発病していると聞いております。

また、ストレスへの耐性とか処理能力は個人的内容によって発症に差が出ると言われておりますので、長時間残業だけが心身疾患に結びついているっていう例はあまり見受けられないのかなと考えております。ただ、職員の健康保持、維持っていう観点はしっかりと見て、さらに健康指導の充実とか時間外削減に努めていきたいと考えております。以上です。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） このように病休者の半分以上、6割から7割が精神疾患と。仕事だけの問題ではないと言われましたけども、そういうことも一つの要因になってきていると思うんですよね。だから、仕事量と実際の定員管理、これはそうっていない状況があると思うんで、長時間勤務を縮減していく上で、人員についても見直していただくことを要望します。

最後に、平和のまちミュージアムについて、出前授業をやられているっていうことですが、私自身も若松区の古前小学校で平和授業をやって、小銃や焼夷弾をもって子供たちに話をしました。子供たち、本当に驚きました。また、平和資料館の準備室をやっていたときも、三郎丸小学校では小学生が自分たちで平和のための戦争展を開いて、そして、その三郎丸小学校に焼夷弾が落ちたということをみんなが話していく、自分たちが中心になってやってきているっていう企画もありますけども、そういう若者が中心となって出前授業をやっていたりとか、学芸員が行くだけではなくてですね。そういう問題についても、ぜひ検討していただきたいと思いますけど、見解はございますか。

○主査（永井佑君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 委員の質問にお答えいたします。

令和6年度に若者たちが活動を行う団体、北九州市ピースフィールドクラブというのを立ち上げて、現在その活動支援を行っているところでございます。自分たちが学んだことをどうアウトプットしていくかというのは、今、一つの課題として考えておりますので、例えば地域貢献であるとか、学校での活動であるとか、そういったことも念頭に置きながら、今後また事業を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 大石委員。

○委員（大石正信君） スタディツアーがなくなったっていう状況がありますから、出前講演できるところは学芸員が出前講演をやっていく。同時に、小学生や中学生が語り部を担って、自分たちでそういう語り部になっていくとか、自分たちの地域の戦跡や遺跡を調査していくとか、そういうふうな形で子供たちが主体になっていくような運営をしていただきたいということを

要望して、終わります。

○主査（永井佑君） 私もありますので、ここで副主査と交代します。

（主査と副主査が交代）

○副主査（宇都宮亮君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 2点伺います。

私からも、平和のまちミュージアムについて、まず伺います。

令和6年度主要事業について、安らぐ町の実現、誰もがつながるアットホームな町とあります。決算書類にも、多様性を認め合う文化のまちづくりとして、平和の大切さを次世代に継承するため、平和のまちミュージアムを拠点とした平和学習や情報発信を通じて、平和の大切さ等を考えるきっかけづくりやシビックプライドの醸成を目的とした効果的な平和推進事業を展開したとあり、今年度の入館者数は1万5,741人となっています。先ほども議論されましたが、令和5年度から比べると6,000人程度減っています。議論の中では、やはり平和のまちミュージアムスタディツアーが廃止されたことも一つの要因だと考えます。そこで、この決算書類にも書かれているとおり、平和推進事業を進めるといった中で入館者数が減っている状況について、まず、見解を尋ねます。

次に、投票環境の改善について質問します。

昨年度行われました衆議院選挙と北九州市議選、ほかにも県知事選等が行われましたが、期日前投票所のニーズについて、現在どのように分析しているのか伺います。以上2点です。

○副主査（宇都宮亮君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 委員の質問にお答えいたします。

ミュージアムの入館者数が減っているということでございます。確かに令和5年度、令和6年度の比較におきましては、令和6年度に平和のまちスタディツアーを見直した影響が大きいとは思っております。ただ、スタディツアーを除いたところの比較では、例えば入館者数は令和5年度から令和6年度が増となっております。これにつきましては、知覧特攻平和会館や長崎原爆資料館など、他都市と連携した魅力ある企画展の開催等が来館者の増につながったのではないかと考えております。引き続き、こうしたネットワークの拡充であるとか協力体制の構築に努めて、集客力のある企画展、イベントを実施するなどして、来館者の増に努めてまいりたいと思います。

また、学校関係者に対しては、今年度から実施されているアラカルト方式で体験活動を選択できる仕組みを活用しての来館をさらに働きかけるなどして、学校の来館につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○副主査（宇都宮亮君） 選挙課長。

○選挙課長 期日前投票所のニーズについて御質問いただきましたので、回答させていただきます。

ます。期日前投票、私ども、商業施設を中心に町なかに全区展開というのをしておりまして、かなり期日前投票所を利用していただく方が増えてまいりました。割合で言うと、全投票者数の中の40%を超える方々が期日前投票所を御利用していただいているという状況でございます。全国的な流れかもしれませんが、私どもとしましては、その期日前投票所のニーズっていうのは高くなっていると考えておりまして、今後ともその充実を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○副主査（宇都宮亮君） 永井委員。

○委員（永井佑君） まず、平和のまちミュージアムについて伺っていきます。この平和のまちミュージアムは博物館法に位置づけられている博物館とされているのでしょうか。

○副主査（宇都宮亮君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 現在は博物館法に基づく博物館に登録されているところでございます。

○副主査（宇都宮亮君） 永井委員。

○委員（永井佑君） おっしゃるとおりだと思います。博物館とは、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関とあります。文化庁のホームページで、学芸員については、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これと関連する事業を行う博物館法に定められた博物館に置かれる専門的職員と位置づけられています。本市の学芸員が西日本新聞に月2回寄稿している想いつなぐ平和のまちミュージアムというものがありますが、読まれたこと、また、把握されていますでしょうか。

○副主査（宇都宮亮君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 委員御指摘の西日本新聞の掲載でございますが、現在、第1・第3木曜日の月2回ということで学芸員等が記載をしております。現在、57本目となっているということで聞いております。掲載することによって、それを読んだ方からの反応もありまして、例えば、それに関する問合せであったり、こういうことを知らなかったという御意見もいただいているところでございます。ミュージアムとしては非常に貴重な情報発信のツールになっているのではないかと考えておりまして、できれば今後とも、継続、充実していければなとは思っております。以上でございます。

○副主査（宇都宮亮君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 反応や問合せもあり、情報発信のツールとして非常に魅力のあるものだとは認識しているという答弁でした。現在、平和のまちミュージアムの中に、この文献は展示しているのでしょうか。

○副主査（宇都宮亮君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 西日本新聞の著作権等の制約等もございまして、ある一定期間は掲載ができないんですけれども、一定期間が過ぎた後には、今ミュージアムのホームページ上で学芸員日記という中に特別の欄を設けまして、西日本新聞に掲載した原稿についても公開しているところでございます。以上でございます。

○副主査（宇都宮亮君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 私も学芸員日記として、全てではないですが、何回かに分けて掲載されているのを読ませていただいたことがあります。中身としては、平和を継承する企画展、先日行われていましたが、それに取り組んだ学生の思いとか、学芸員が各所を訪問して戦争や被爆体験者の話を聞き調査をされたもので、戦争は絶対にいけないと受容し、今ある平和を尊ぶことのできる文献だと私は感じました。定期的に掲載はしているということだったんですが、非常に問合せもあるものですし、私個人的にも、平和のまちミュージアムで見るようにしてほしいと。ホームページ上でも全て見たいという声は多く寄せられています。その中で、平和のまちミュージアム、その館自体やホームページで市民が気軽に読めるようにすること、また、本市のホームページでもリンクを張って紹介する工夫などではできると考えますが、そこは著作権の問題もあると思いますから、ぜひ西日本新聞とも協議をしていただきたいと思いますが見解を伺います。

○副主査（宇都宮亮君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 そういった市民からの御好評もいただいていることでもありますし、情報発信のツールとしても有効だと考えておりますので、今後、ある程度本数もたまりましたので、例えばもう少し編集し直すとか、何かまとめることができないかっていうことも今まだ検討中でございますので、そうしたことも含めて、今後、進めていきたいと考えております。以上でございます。

○副主査（宇都宮亮君） 永井委員。

○委員（永井佑君） ぜひ検討していただきたいです。市長は原爆犠牲者慰霊平和祈念式典でも、従来よりは気持ちが籠もった発言をされたのかなと私自身は感じました。その発言の中にも、次の世代に平和のバトンを手渡していくためには、私たち一人一人が語り継ぎ、丁寧に平和の糸を紡ぎ続けていくことが必要なのですと訴えられておりました。私たちの子供や孫、その次の世代に、戦争を起こさず、平和のバトンを渡すためにも、取り組んでいただきたいと強く要望しておきます。

次に、投票環境の改善について、今後ニーズは高くなっていくだろうという答弁でした。関連して、本会議の答弁では、移動投票所については課題がありますと、駅前投票に関しても、私は宗像市の事例を入れて、駅前投票をやってみましょうという話をしましたが、宗像市より

人口が多いこと、あとは雨など天気の心配をされておりました。選挙管理委員会というか行政委員会は、駅前投票について、交通局とは相談したことはないという答弁でした。先ほどの答弁にも関連しますが、本会議でも、近年の選挙での期日前投票者は増加傾向にあり、全投票者の4割以上となっている。こうした期日前投票のニーズの高まりを踏まえ、今後も期日前投票所の充実を検討していきたいと答弁があり、完全に否定するものではないと考えます。令和4年3月に出された明るい選挙推進協議会からの答申では、最寄りに期日前投票所を増設することにより、投票行動の誘因に寄与すると思慮する。親が投票に行く姿を子供に見せることによる、中略しますが、主権者教育の一環としての側面もある。新たな期日前投票所の設置に当たっては、通勤、通学途上で気軽に立ち寄れたり、買物で訪れたりする機会が多い商業施設を第一に選択すべきである。また、適当な商業施設がない場合は、各区の地域特性に合わせた、人の集まりやすい施設での設置を検討すべきであるとされています。このことに照らして協議すべきじゃないですか。

○副主査（宇都宮亮君） 選挙課長。

○選挙課長 今の交通局とも協議をすべきではないかという御指摘に対して回答いたします。

実は、あの後、交通局に話を聞いてまいりました。基本的な考え方なんですけれど、前提として、交通局に公営交通という役割が当然ございます。あるものの、ただ、バスを活用した期日前投票所を駅前に設置するかどうかという、そういった判断については、まずは一義的に、そのエリアの選挙区を管理する選挙管理委員会が判断すべきものだろうと考えています。交通局については、私どもがそういった決定をした後に、仮に決定した場合、そういった業務を受託するかどうか、それに入札するかどうかという判断を、経営判断の下に交通局が行うということでございます。その上で、先日の本会議で申し上げたとおり、現在のところ、選挙管理委員会としては、駅前にバスで期日前投票所を臨時的に設置することについて、そのメリットよりも課題のほうが大きいのではなかろうかということを想定しております。したがって、現在のところ、導入をする予定はないと回答をしております。

ちなみに、その課題は何かというのを、もう一度、説明さしあげますと、まず、今おっしゃっていただいたみたいに、天候によっては選挙人の方に外で待つていただくことが起こり得ると。特に選挙っていうのは寒いときとか暑いときが多いですので、しかも、そのバス中のスペースに限りがありまして、投票箱、それから投票立会人の方、管理者等、そういったスペースを考えますと、一度に2人とか、その程度しか入れないという状況になります。そうすると、残りの方は全員野外で待つていただく、当然屋根なんかをつけるかもしれませんが、待つていただくという、そこら辺で御不便をかけるのかなということを考えています。実際、宗像市にも確認したんですけど、ピークのときはかなり列が長くなっていたというお話も聞いておりますので、そういったところも考えまして、車両を使った、バスを使ってというのは、やや難

しいのかなと考えております。以上でございます。

○副主査（宇都宮亮君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 待つ人が多いということで、デメリットのように言われましたが、そういう一面もあるかもしれませんが、それだけ来られる方も多いんじゃないかという想定はされているわけですね。なので、仮にバスじゃなくても、せめてシミュレーションぐらい私はできると思うんです。私自身も交通局に確認しましたが、タイミングが合えばできないことはない。能登半島地震の際も運転手が不足していたが、優先順位を考えた経営判断を行って、公共交通の役割としてボランティアに行ったということでした。選管から打診があれば検討の余地はあります。

宗像市も調べていただいたということですが、昨年の衆議院選挙から、東郷駅前、赤間駅前に市営バスを設置されたそうです。東郷駅前は87人来たと、赤間駅前は168人来たということで、17時30分から19時半まで、お仕事帰りの方々を対象にした2時間をめどに駅前投票を実施し、仕事帰りの人が投票券を持っていなくても投票ができるように、ターゲットを絞って実施したとのことです。投票者数が多く、効果があったと考えていると、市の担当者は話していました。

本会議でも言いましたが、八幡西区の折尾駅では、新駅舎のオープン以降、商業施設が開店し、帰宅中の学生が憩う場となっています。そこで、帰宅中の有権者が投票する姿を見ることが、この答申にもあるように、私個人的な意見ではなくて、答申にも出されていることです。主権者教育の一環として達成されたいと考えます。交通局と協議し、次の選挙を目指してシミュレーションくらいはできると思います。最後に答弁をお願いします。

○副主査（宇都宮亮君） 選挙課長。

○選挙課長 今、バスを使った駅前投票所のシミュレーションのお話を伺いました。

実は、折尾駅のことは委員からもお聞きしていましたので、実際、現地を見に行かせていただきました。バスを置くとしたらどこだろうという視点で現地を確認したんですけど、まず、ロータリーがございます。タクシーとか一般車両が入るようなロータリーがございます、そこが、Rっていうんですか、カーブの角度の関係とか道路の幅の関係で、バスの搬入が構造的にできないような状況でございました。それとあと、表の駅前に広場があるんですけど……。

○副主査（宇都宮亮君） 時間がなくなりました。ここで主査と交代します。

（副主査と主査が交代）

○主査（永井佑君） 次の会派どうぞ。どなたからですか。廣田委員。

○委員（廣田信也君） よろしく願いいたします。私からは市長公室で1点、総務市民局で3点、お伺いさせていただけたらと思います。

まず、市長公室ですけども、簡単な質問で大変恐縮なんですけれども、秘書課の中に第一戦略担当課長、第二、第三と、3名いらっしゃると思うんですが、この担当課長さんのそれぞ

れ仕事の仕分とか振り分けというのはどういったものなのか、教えていただけたらと思います。

2点目が、市民センターの老朽化対策事業についてお伺いをいたします。

この令和6年度の中で何か所ぐらいやったのか。予算的なところとか費用とかは、実際足りているものなのか、そういったところを詳しくお聞かせください。

3点目が、地域コミュニティ活性化推進事業についてお伺いをいたします。

こちらは予算と決算を教えてくださいたいのと、また、この費用はどういった形で使用されているのか、まず詳細をお聞かせいただけたらと思います。

4点目は、平和のまちミュージアムについてお伺いをいたします。

先ほど議論も出ておりまして、来館者数減ということで、そこで追加でお聞きしたいのですが、修学旅行とかで使用されたりというのものもあるのか、もしあるようであれば、令和6年度か令和5年度かで何校という形で教えていただけたらと思います。以上、よろしくお願いいたします。

○主査（永井佑君） 第一戦略担当課長。

○第一戦略担当課長 戦略担当についてお尋ねいただきましたので、お答え申し上げます。

私ども市長公室では戦略担当ということで、係長1人、課長1人の2名がペアで、第一、第二、第三、3ラインございまして、合計6名で業務を行っております。市役所には全体で約30の局がございまして、これらをこの3ラインで分担して業務を行っていくというところでございます。ですので、お尋ねいただきました第一、第二、第三戦略担当の違いでございまして、これはもう受持ちの局の違いということでございまして、具体的には、3人副市長がいますけれども、江口副市長の担当が私、第一戦略担当で、総務市民局とか財政・変革局を担当してございます。第二戦略担当は大庭副市長の担当ということで、都市ブランド創造局とか環境局とかということになります。第三戦略担当課長は片山副市長の担当ということで、都市整備局とか産業経済局というところで業務分担しながら業務を進めております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市民センターの老朽化対策の事業についてお尋ねいただきました。

市民センター136館ございまして、市民センターの中長期保全計画というものを令和3年3月に策定してございます。その計画に基づいて改修等を行わせていただいております。具体的なおとところでございますけれども、令和6年度の決算ベースでいきますと、4億3,400万円ほど整備に係る費用として支出をさせていただきました。

その内容につきましては、まず1つが、外壁改修と屋上防水工事で、市民センター9館を改修してございます。来年度以降になりますけれども、工事に合わせて設計を15館実施させていただきまして、金額にしまして2億2,300万円ほど支出させていただいております。もう1つは、エレベーターの更新になります。実際に工事を行わせていただいたのが1館、来年度に向けて

設計を行わせていただいたのが12館ということで、金額にいたしまして1,400万円ほど執行させていただいております。

あと、令和6年度の特別なものとして、省エネを進めるZEB化改修工事というのを1館やらせていただいております。門司の松ヶ江北市民センターになりますけれども、この工事費用として1億2,400万円ほど支出をさせていただいております。あと、7区それぞれで、各市民センターでの軽微な修繕工事、配管が壊れたとか、エアコンの調子が少し悪いとか、そういったものを改修の費用として4,300万円ほど支出をさせていただいております。あと、法定の点検、設備でいくと毎年、建築の外壁とかは3年に1回点検するようになってございますけれども、その費用として約3,000万円支出をしてございます。

このように、特に市民センターは避難所とかになりますので、エレベーターでありますとか、雨漏りをしないようにとか、あと、空調をしっかりきくようにとか、そういったものを重点的に行わせていただいております。計画的に、着実に実施させていただいておりますので、費用的には必要十分な形で執行させていただいているという状況でございます。以上でございます。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 地域コミュニティ活性化推進事業についてお答えを申し上げます。

決算額2,770万円の事業でございますが、こちらは自治会等々の地域団体と連携しながら、地域コミュニティの活性化に向けて取り組んでおります。具体的な内容を申し上げますと、市あるいは区単位での自治会の連合会に対する活動補助を行っているほか、令和6年度の新たな取組としまして、自治会、町内会のPR動画を作成いたしました。こちらは、令和5年に行いました市民意識調査で、特に20歳代の方々の回答の中に、自治会、町内会の活動を知らないというようなお声が非常に大きかったということを受けまして、学生団体の御協力をいただきまして若い世代の意見を取り入れさせていただいて、自治会PRの動画を作り、市の公式ユーチューブで公開をさせていただいているところでございます。本日時点で1.2万回程度の再生をいただいているところでございます。

そのほか、地域団体やNPO等の団体がまちづくりのために研修会あるいは講演会等を行う場合の講師を派遣することに対する補助を行っております、まちづくり専門家派遣事業を行いましたほか、自治会の活動に長く御協力をいただいていた企業の方々を表彰するという活動を行っております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 平和のまちミュージアムへの修学旅行での来館者についてお尋ねいただきました。

令和6年度におきましては、県外から3校が修学旅行に来ていただいております。ミュージアムといたしましても、北九州観光コンベンション協会等との修学旅行誘致とも連携を図りま

して、広く周知しながら、修学旅行での来館を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 廣田委員。

○委員（廣田信也君） ありがとうございました。じゃ、まず市長公室からですけども、副市長と連動しているってことで分かりやすかったので、ありがとうございます。また、ここ参考にしながら、これから動きに注視してまいりたいと思います。ありがとうございました。

2つ目が市民センターの老朽化の件なんですけども、やはり市民センター、町の各地域の皆さんの拠点となって、私もいろいろと参加させていただくようなことが多くなってきていて、皆さん、丁寧に使われていらっしゃるなっていうのもすごく感じております。また、費用面のところも計画的にできているということで、安心させていただきました。これについては、うまく流れができていないかというふうに見ていきたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3点目が地域コミュニティ活性化推進事業の件ですけども、PR動画とかそういったのも進められていて、今問題になっているコミュニティーが、ニーズが減ってきているという問題にいろいろ対策されているんだなと思いました。追加でお聞きしたいんですけども、地域コミュニティの活性化について、海外の方とかとの関連性とかというのは何かあったりするんでしょうか。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 コミュニティーの活性化に関して、海外の方との関連性ということでお尋ねを頂戴しました。

本市においても外国の方の在住っていうのは増えていると認識をしてございます。特にコミュニティの関連でも、例えば自治会ないしは町内会の方から、町内にお住まいの外国の方との、例えばコミュニケーションの取り方等々について、区役所でございますとか私どもに御相談をいただくことはございます。個々の相談の内容というのは様々でございますけれども、相談の内容に応じまして、国際交流に関する関係機関でございましてとか、あるいは大学とか、関連部署と連携を取りながら、地域の方々と外国の方々のコミュニケーション等々が良好に進みますように取り組んでおるところでございます。外国の方と一口に申しましても、在住する地域でございましてとか、就労の形態でございましてとか、状況は様々であらうと思いますので、引き続き御相談がありましたら、関係部署と協力しながら対応してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○主査（永井佑君） 廣田委員。

○委員（廣田信也君） ありがとうございました。最近、議題に上がってはきている内容なので、こういった動きになっているのかなと。相談とかは実際あるということですので、私も住んで

いる地域、海外の方が増えてはきていまして、ただ、地域の方に伺うと、どう関わっていいのか分からないというお声がすごく強いなというところがありました。ただ、先ほどの人員が減ってきているという部分とかで、何かうまくできないかとか思ったり、また、海外の方、北九州国際交流協会とかとのやり取りはうまく、いろいろ施策が進んでいるんだろうなと思うんですけども、地域と地域で、海外の方も住まれているのは同じ地域なので、何かうまくつながる方法がこれから進んでいったらいいなということをお願いして、要望とさせていただきます。

最後が平和のまちミュージアムの件なんですけど、3校ということで、正直少ないかなというところなんですけども、ちなみに3校は、これ小学校、中学校で言うとどちらかは分かりますでしょうか。

○主査（永井佑君） 平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長 2校が中学校で、1校は中・高一貫校ではなかったかと記憶しております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 廣田委員。

○委員（廣田信也君） ありがとうございます。中学校、中・高一貫校ということで、イメージとしては、やっぱり広島、長崎というのが、戦争に関してはそこが大きいんですけど、北九州市も八幡の空襲であったりとか、そういったところで、すごくここに関わって、本当だったら小倉に来たらここは見てほしいというところの一つに上げてもいいんじゃないのかなと思っています。私も前の仕事がホテルとかだったので、当初、修学旅行関係とか、スペースワールドにたくさん行かれていたんですけど、そちらがなくなった後に北九州市としてどこに受け入れていく、ここも観光関係の部署の話にはなるかと思うんですけども、その中の一つに平和のまちミュージアムというのは、もう北九州市に来たら絶対行くんだっていうようなところがあれば、これからもっと件数も増えていくんじゃないか、また、先日、私も平和のまちミュージアムへお伺いさせていただいて、すごくしっかり展示をされていて、僕も展示を見ながら少し泣いてしまうぐらいの感じがあったので、ぜひいろんな方にそういったのを見ていただきたいなということで、コンベンション協会とも連携を取っているってことなので、修学旅行の販売の中に平和のまちミュージアムのルートが入っているような形をうまく取っていただければとお願いして、終わらせていただきます。以上です。

○主査（永井佑君） ほかにありませんか。富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 2点、総務市民局にお伺いします。

1点目が、客引き行為等の適正化に関する条例推進事業です。

客引き行為等禁止区域内における巡視取締りを推進したとありますが、どのぐらいの割合で、誰が行って、トラブル等はなかったのでしょうか。また、効果をどのように感じているのか教えてください。あと、客引きをしている人は飲食店が雇用されているのか、分かれば併せてお

願いたします。

次に、職員や教員の逮捕、不祥事が近年多いように感じますが、令和6年度、このような不祥事と呼ばれるような案件はどのぐらい本市であったのか。また、職員研修等でも倫理観とか研修を行っているのかということと、こういうことってメンタルからくる案件もあるのかと思いますが、職員の方が御相談できるカウンセラーとかは市にあるのか、もしあれば、それが年間どのぐらい相談があるのか教えてください。以上です。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 客引きについてのお問合せに答えさせていただきます。

北九州市では、令和4年12月に客引き行為等の適正化に関する条例を全面施行しまして、令和5年4月から客引き行為等の対策巡視員を配置しまして、本格的な取締りを実施しております。違反を繰り返した悪質なケースにつきましては、5万円の過料を科すとともに、氏名を公表するなどの強い措置を取っております。また、地域、事業者、市、警察で連携しまして、毎月、合同パトロールを行うなど、通行人に対しても客引きを利用しないような呼びかけも行っております。また、県警におかれましても、小倉駅前の大型ビジョンで動画を放映して啓発を行っていただいております。これまで、令和7年7月末現在で184件の指導処分等を行っております。

効果ですけれども、客引き人数については、条例全面施行前に比べまして、令和5年度で約53%、令和6年度で約65%減少するなど、一定の効果が現れていると考えております。また、警察への通報等も少なくなっているということは聞いております。しかしながら、いまだに客引きは一定数残っております。この客引きが店に雇用されているかどうかというところですが、店の店員がやっているケースもありますし、アルバイトとして雇われているケースもございます。複数の店の客引きをやっている客引きもございます。このような状態ですけれども、引き続き県警、地元とも連携しまして、市民の皆様、それから観光客の皆様が安全・安心に、快適に町を行き交うことができるように、今後とも巡視、取締りを徹底するなど、客引き対策に粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 懲戒処分の件数に関しましては、令和6年度は9件、9人となっております。あと、研修につきましては、毎年6月、7月に飲酒運転に関する不祥事防止の研修を行っております。この中では、動画を見たりとか、その動画を見た上で、飲酒運転に特化したeラーニング研修、それから、スクリーニングテストなどを行っております。あと、階層別研修としまして、新規採用職員、3年目、6年目の職員、あと、新任係長研修、課長研修、部長研修と、様々な階層で不祥事防止に向けての研修を行っております。

また、先ほどのeラーニングで、飲酒だけではなくて、不祥事全般のeラーニング研修とい

うのも行っております。様々な研修を行っておりますが、必要に応じて臨時に研修を行ったりとかしているケースもございます。以上です。

○主査（永井佑君） 労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長 メンタルに関する相談窓口ということで答えさせていただきま
す。委員御指摘のように、相談をすることによって本人の気持ちを軽くしたりとか、自分の考
えを整理したりということで、相談窓口ということは非常に重要と考えております。北九州市
職員のための相談窓口といたしましては、保健師による健康相談の窓口というのが、まずござ
います。こちらの健康に関する相談と、あと女性の健康相談というところで別の窓口も設けて
おります。また、臨床心理士によるメンタル不調に関する相談という窓口がございます。こち
らは心理士で対応いたしますけれども、主にメンタル不調に関する相談を心理士が受け付ける
というような形で行っております。

以上の2つについては、市職員の保健師や心理士で対応いたしますので、基本的には平日の
時間内ということになるんですけれども、そうじゃない時間とかにも相談を受け付けられるよ
うに、これは外部機関になるんですけれども、24時間の北九州市職員相談サービスを設けてお
ります。こちら産業カウンセラー等の専門職が受けるんですけれども、仕事やプライベート
等の様々な相談が可能というところでやっております、こちらは、年末年始を除きますけど、
毎日24時間対応ということでさせていただいております。

件数ですけれども、令和6年度で申しますと、保健師や心理士に関する相談ということでは
様々な相談があり、合計すると3,000件を超えているところでございます。あと、24時間の電話
やメールの相談サービスに関しましては、令和6年で138件の御相談をいただいているところで
ございます。以上です。

○主査（永井佑君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） ありがとうございます。まず、客引きが減っているという、削減さ
れているということで御答弁がありましたけど、私も町に出てみると、なかなか減ったなって
体感はあまりないんですけど、皆さん、どうですかね。私だけかもしれませんが、多分、条
例ができてもうちょっと減るのかなと思っていたんですけど、まだいらっしゃるし、雇用して
いるお店が分かっているところがあれば、お店に事前にもうちょっと強い指導を行っていただ
きたいと思いますし、違反を繰り返すと5万円の過料と言われていましたけど、その5万円の
過料を頂いた件数っていうのはあるんでしょうか。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 これまで23件、過料を取っております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 分かりました。北九州市だけの問題じゃなくて、他都市に行っても、

もう全国的にこの客引きっていうのはあるような気がしますけど、これだけ北九州市もいろいろ国際的なイベントとか大きなイベントをして、北九州市、小倉に来られる方は多いと思いますので、その方たちが不快にならないように、いろいろ頑張っていることが、何か夜に嫌な思いしたっていうので終わってしまうのはよくないと思いますので、しっかりこれからも取締りを強化、また何かできることがあれば、新しい取組などを考えてしていただきたいことを要望させていただきます。

次に、不祥事等の案件なんですけれども、会社員だと会社名とかは出ないですけど、公務員になると、北九州市の職員とか、教員とか、北九州市教育委員会に所属するというところで、結構一步踏み込んだ素性がニュースに出てしまったりするという部分では、公務員というのは大変な仕事でもあると思います。ストレスも多いと思いますし、何か相談したことでこれが上司に伝わるんじゃないとか、いろんなことを思ったりして相談できない方もいらっしゃるかもしれないし、自分のメンタルがおかしくなっていることに気づかない方もいらっしゃるのかなとも思いますので、そういうのは、上司というか、そういう方が受けたらと声かけをされているのかもしれないですけど、しっかりそういう目配りもしていただきたいなと思います。

ちなみに、先ほど去年は9人、9件ということでありましたけど、これって、役職のある方とない方と、もし割合が分かれば教えてください。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 こちらは、基本的には職員の方ですね。役職の方はいらっしゃるということですよ。以上です。

○主査（永井佑君） 富士川委員。

○委員（富士川厚子君） 職員の方の意識の醸成というのが、これから一つ、この数字を見ても、何か課題ではないのかなと思います。役職があれば責任とか、役職がないと責任がないっていう意味じゃないですけど、いろいろ考える視点が全く違うと思いますので、そこに力を入れてやっていただきたいと思います。仕事のストレスもあるかもしれないし、家庭のストレスもあるかもしれないし、そういうのがしっかり発散できるように、いろんな窓口があるんでしたら、こういう不祥事があったときには、もう一度改めて全職員に周知するとか、1件でもこういうことがなくなることを願って、質問を終わります。以上です。

○主査（永井佑君） ほかに。渡辺委員。

○委員（渡辺修一君） よろしく願いいたします。私は、総務市民局に2点お伺いさせていただきます。

まず1点目が、先ほど廣田委員から聞かれた市民センターの老朽化対策、これに関連してなんですけれども、音響システムもかなり悪い市民センターが多々見受けられますので、そういった点も視野に入れながら進めていただければと思います。それとともに、今、市民センター

の会場申請について、依然として窓口や電話対応が中心でありまして、オンラインによる申請は導入されていないんですけれども、一方で、生涯学習センターは施設によって公式ウェブサイトを通じたオンライン申請、空き状況確認が可能になっております。さらには、令和7年度から市民センターの利用目的が拡大されて、従来の地域団体やサークル活動だけでなく、企業が主催する講座やイベント、NPO法人による有料イベントなども行えるようになりました。

こうした幅広い主体による利用が進む中で、依然としてアナログ中心の申請というのは、利用者にとって利便性を欠くことじゃないかなと思っております。また、職員の業務負担にもなっているような気もします。

そこで伺います。市民センターの会場申請について、生涯学習センターのようにオンライン申請や空き状況確認が可能となる仕組みを導入すべきではないか、見解をお伺いいたします。

もう1点目が生涯学習活動促進事業なんですけれども、この事業では市民センターで幅広い分野の講座を実施しております。市民の健康づくりや生きがいの形成、さらには地域課題や社会課題の解決に向けた学習を支援しましたとあります。それで、聞きたいんですけれども、こういった多様な、私も市民センターに行くと、若いお子さんを抱えた親御さん方がたくさん、うれしそうに参加されている姿を拝見したり、また、御婦人方が20人から30人集って、石けんづくりとかいろいろしている姿を通して、市民センターを中心とした地域コミュニティがすごい広がっているなど感じるんですけれども、この活動自体が地域の社会解決にどうつながっているのか、市はどのようなふうに評価されているのか、見解をお伺いさせていただきます。以上2点、お願いいたします。

○主査（永井佑君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市民センターのオンラインの予約システムのことについて答弁申し上げます。

委員おっしゃられるように、今は予約をしようとする、まず空き状況を来館していただくか、電話でお問合せいただいて、実際に予約するときは事前に来館していただいて、使用当日使っていただくという旧態依然とした使用の方法というのをずっとやらせていただいております。私たちもそれに課題感をすごく持っておりまして、現在、公共施設のオンライン予約システムということで、令和8年4月に運用スタートできるように準備を進めさせていただいております。このシステムを導入させていただきますと、まず、紙の申請が不要になります。もう一つは、ウェブからの空き状況の検索とか予約ができるようになります。市民センターの職員さん、今非常に負担になられている一つとして、問合せですね。予約の問合せでありますとか、あと、申請いただいたらパソコンにずっと入力していただいておりますけれども、そういった入力作業というのも省力化されるという、そういったメリットもあります。今ちょうど業者さんが決まって、システムで分かりやすい形で御利用いただけるように調整を進めさせていただ

ております。来年度、運用できるようにしっかり取組をさせていただければと思います。以上です。

○主査（永井佑君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今、委員から生涯学習の講座についてお問合せがありましたので、お答えいたします。

現在、市民センターにおいて、令和6年度ですけれども、全体で4,780回の講座を開いております。人数にいたしまして、延べ7万人を超える市民の方に参加をしていただいているところです。どう地域につながるかということですが、そのあたりは、こちらも努めているところですが、なかなか一步を踏み出して地域につながる事ができていない部分も多いところが現状でございます。今後、それが地域活性化につながるように、これからも努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 渡辺委員。

○委員（渡辺修一君） ありがとうございます。まず、市民センターの会場申請のオンライン化、令和8年から進むということで安心しました。職員さん、すごく慌ただしく動いているんですね。市民センターにもよると思うんですけども、利用者の多い市民センターの職員さんはもう動きまくっているという中で、いろいろお話を聞くと、そういった会場申請の業務が負担に感じているという声もお聞きしますので、ぜひとも早く、システム構築をよろしく願います。

また、次の生涯学習事業なんですけれども、私はそうやってやっている姿を見ながら、これは地域の自治会と連携をしながらやらないと、何か単発的なもので終わっているなっていうのを感じます。市民センターの館長さん、一生懸命、すみません、質問、何かノルマ的なものがあるんですかね。

○主査（永井佑君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 講座につきましては、年間3講座はやりましょうという目標を持っておりますけれども、何人集めないといけないとか、そういったもののノルマっていうのはございません。以上でございます。

○主査（永井佑君） 渡辺委員。

○委員（渡辺修一君） ありがとうございます。そうなんです。その3回で、講師の方とか内容を充実していかないと、なかなか参加者も増えないというところで、いろいろな講座とかコンサートとかやるときに、有名な方とかを呼ばないといけない。そういった方を呼ぶと、費用というか、講座料とかが大きくなって、予算がなかなか、ぎりぎりになるとかという局面もあるみたいで、そういった中で必死に頑張られておりますので、効果をしっかり検証していただきながら、予算の面もしっかり館長さんともヒアリングをしていただいて、せっかく一生懸命

やられておりますので、そういったものが地域課題、地域のコミュニティに反映していくような取組をお願いしたいと思っております。

また、これ、すみません、内容がまたぐんですけれども、そういった講座を進めていく上で来館者が増えると、トイレットペーパーであったり、市民センターの備品の利用が増加するといえますか、そういった部分で市民センターの費用が足りなくなるっていうケースもあるみたいなんですけど、そういった状況っていうのは何かお聞きしていますでしょうか。

○主査（永井佑君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市民センターの備品関係のお尋ねです。

我々、各区に、年度当初、各市民センターで必要になる備品とか、あと電気代でありますとか、精算でかかる費用でありますとか、配分をさせていただいております。委員が今おっしゃられるように、使用状況によっては当初の予定から少し超えて必要になるということも、ちょうど今ぐらいの時期からお問合せいただきますので、そこは、必要なものは追加で、予算上、令達をさせていただいて執行をしていただくということで、使用に支障がないような形でやらせていただきたいと考えております。以上です。

○主査（永井佑君） 渡辺委員。

○委員（渡辺修一君） ありがとうございます。講座等で人気のある講座を開始すると、来館者が増えて大変にいいんですけれども、備品関係がどんどんなくなっていく。また、トイレの使用頻度も増えますので、老朽化といいますか、トイレの傷みも早くなっていくというような状況もありますけれども、そういった部分でしっかり予算を拡充していただきながら、皆さんが安心して使える市民センター、また、申込み申請も始まりますので、しっかりと使いやすい市民センターを構築していただけますように要望して終わりたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○主査（永井佑君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） お願いします。今、富士川委員からも客引きの件について質問があったんですけど、私のところに問合せがあったのは、客引きをやられる方は、巡視員が回っているときだけ姿を消すということで、これはもういたちごっこになっているのかなと思っているんですけど。巡視員の方って、巡視員の腕章をしていたりとか服着ていたりとか、例えば回る時間帯とか、そういったものは決まっているのかどうか教えていただければと思います。

それから、若者の犯罪行為の加担防止についての啓発なんですけれども、これ、多分闇バイト等のことだと思うんですけども、6月ぐらいに、ちょっとやんちゃな中学生の子と会っている話をしたときに、大麻、簡単に手に入りますよって言っているんです。何でそんな簡単に手に入るのかなって、分かれば教えていただければと思うんですけども。

それとあと、全然また違うんですけども、市の職員の方でいろんな経験されているんで、

いろんな知識を持っているかと思いますが、ぜひ地域の町内会等々に入っていて、8割以上の方は入られているってことは聞いているんですけども、いろんな知見を地域で生かしてもらいたいなと思っているんですけども。それで、市役所をもう定年退職されたOBの方々、定年がこれから65歳まで延びるかと思うんですけども、今は60歳で定年になっているかと思うんですけども、そのOBの方をしっかりと、活用っていう言い方をしたら失礼になるかもしれないんですけども、OBの方が、例えば地域でやる防災計画策定のときに一緒に参加して、これまでの経験を生かして地域の特性に合った対策を立てていただいたりとか、また、防災訓練であるとかイベント、訓練だけじゃなくてイベントですね、そういったものにも積極的に参加していただいて、例えば講師であるとか指導者として参加したりとかすることもできるかと思っています。防災知識も豊富な方々も多分いらっしゃるかと思いますので、経験を踏まえて、防災の普及啓発にもしっかりと努めてもらいたいなと思いますし、あと、災害が起こったときの避難の誘導であるとか応急的な救護、また、情報収集とか伝達とか、OBの方もしっかりと支援活動にも参加を、例えば大きな災害が起きますと、当然市の職員の方々も被災者になるから難しいところもあるかと思うんですけども、そういったこともしっかりとやっていただければと思っています。

昨日メールが届いたんですけども、石川県の能登半島地震に保健師を派遣することが決まったとかということの情報が上がってきていました。多分広域の連携で、例えば北九州市に災害が起こったときは、遠賀4町であるとか京築、また下関市とも連携して、お互いに派遣をしたり等々するかと思うんですけども、さっきも言ったようにOBの方を活用するっていうことで、そういう体制を組んだりとか名簿の作成とか、そういったものはできないのか、お伺いできればと思います。以上です。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 客引きにつきましての御質問に回答させていただきます。

まず、客引き行為等対策巡視員というのが客引きの取り締まりを行っております。これは県警OBでして、市の会計年度職員としての身分を保持しております。職員証、巡視員票というのをきちっと持っておりますし、制服を着て、カメラを装着しております。県警OBですので、大きなトラブルというのは起こっておりません。時々、先ほどいちごっこになっているということがありましたので、時間も少し、基本的に会計年度職員って勤務時間というのが決まっておりますけれども、少しそこら辺はフレキシブルに、曜日もフレキシブルに、今、巡視していただいているところです。それから、制服ですとすぐ目立ちますので、時々私服でも取り締まりを行っているところでございます。いろいろ工夫して、客引きを少しでも減らそうという取締りを行っております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 若者の犯罪加担防止について、大麻について御質問ありましたけれども、若者の犯罪加担防止事業に関しましては、闇バイトに関連する犯罪に加担させないということで取組を行っているものであります。具体的には、インターネットで闇バイトに関連するような用語を検索した者に対して直接的に、スマホとかパソコンに対して注意喚起をするといったものになります。先ほど大麻の話が出ましたが、大麻、なぜ手に入るのか、入りやすいのかというところですけども、こちらについては、やはりSNSの普及というのに関係していると思われます。今大麻は、全国的にも検挙者数が増加傾向にあるというところで、大麻がまん延している理由としても、やはりSNSの普及というのが考えられます。また、大麻は有害じゃないんだとか、依存性がないというような誤った情報もSNSで流れていまして、こういったこともまん延している理由の一つであると考えられます。それから、覚醒剤と比べても大麻は比較的安いというところで、大麻がまん延していると考えられます。以上です。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 まず、地域活動へのOBの活用というところに関しましては、危機管理室とも検討が必要かなと思っておりますが、市内で災害が起きたときのOBの活用と、あと、他都市で災害が起きたときの派遣のところをお答えさせていただきたいと思います。

まず、北九州市で災害が発生したとき、職員に参集していただくんですけども、この動員計画に関しましては、北九州市地域防災計画において、各局区であらかじめ作成した動員計画に基づいて、所定の職員を動員、配備することとなっております。災害発生直後の職員の動員については、やはりスピード感を持った対応が最重要視されることから、基本的には現役の職員がその場に行ってやることを現在では想定しております。ただ、災害対応が長引いて、災害に対応する人員が不足するような状況に陥いるようなこともあり得ると考えておりますので、その場合は、退職者の活用は有効と考えております。今後、他都市の事例も踏まえて、研究を進めてまいりたいと考えております。

あと、他都市の大規模災害へのOBの派遣というところで、まず、大規模災害時においては、被災地の自治体から北九州市に要請があるということ、あと、政令指定都市市長会とかそういうところからの要望がございます。その場合、今までも可能な限り人的支援を行ってきている状況でございます。平成23年度から被災地派遣を行っているんですけども、これまで137名の職員を被災地へ派遣しております。このうち12名に関しましては、市職員のOBですね。これは、個別に依頼をかけて、行けませんかということでお願いして、同意が取れた方を任期付職員として採用して派遣したものでございます。今後も積極的に活用していきたいと考えております。以上です。

○主査（永井佑君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） ありがとうございます。客引きについては、県警OBで経験ある方が

使われているということで、先ほども富士川委員が質問したときに23件でしたっけ、過料を科しているという話だったんですけども、さっきも言ったように、私服でも行っているっていうことなんですけども、多分、相手も分かるんですかね。ちょっとやばそうな人が来たよっていうことでばつと逃げてしまったりとかということで、多分、客引きをやっているときにたまたま出くわして、結構頻繁にそういうことがあったっていうことで、私にも問合せがあったんだろうと思うんですけども、引き続きしっかりと取り締まりやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

麻薬、大麻の件なんですけれども、当然、今、使用も所持も駄目になったはずなんですけども、何でそんなに簡単に手に入る、SNS普及っていうのも確かに分かるんですけども、どこから入ってくるのかなっていうぐらい、私は不思議でしょうがないんですよ。時々、大麻を栽培していたとか、そういうニュースもあつたりとかするんですけども、多分、海外から入ってくることが多いのかなと思っているんですけども、しっかりとその辺、取締りはやってもらいたいなと思います。つい何日か前も、俳優が大麻で捕まったりとかしていたものですから、犯罪の低年齢化っていうのも驚きなんですけども、中学生の子供が、簡単に手に入りますなんてことを言ってきたから、私もちょっと驚いてしまって、その辺もしっかりと、闇バイトだけでなく取り締まり、何かしらやられているかと思うんですけども、手を打っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

OBの活用なんですけども、まだ検討してみますっていうことだったんですけども、何人かOBが行かれているということだったんですけども、体制をつくったりとか、名簿をもう用意しておくとか、そういったことって、個人情報になるんで難しいんですかね。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 基本的には個人情報というところになるんですが、例えばなんですけれども、そういう方に対して、今後こういった災害が起きたときに派遣対象としてよろしいかということ事前に聞くっていうことは可能ではないかと思いますが、そこまでまだ踏み込んではこちらでやっておりませんので、研究していきたいなと思っております。以上です。

○主査（永井佑君） 村上直樹委員。

○委員（村上直樹君） 分かりました。OBの方々も、いろいろこれまで経験してきて、知識とか持たれている方が多いかと思うので、ぜひそういう方も、活用という言い方したら失礼になるかもしれないですけども、ぜひ研究してみていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○主査（永井佑君） 次の会派どうぞ。上野委員。

○委員（上野照弘君） すみません、客引きに続いてなんですけれども、お尋ねをしたいと思います。

この客引き禁止条例がそもそも小倉北区の京町二丁目、魚町一、二、三丁目しか指定されていないということなんですけれども、堺町、鍛冶町というところにも禁止区域を拡大するべきじゃないのかなと思います。これまでの取組でかなり減ってきたという先ほどの御答弁がありましたけれども、僕も鍛冶町、堺町、魚町を利用する人間として、あまり減ったようには正直思えていませんし、何か悪質化しているようにも感じています。鍛冶町なんですけど、この間、僕、早めの時間、7時とか7時過ぎぐらいに歩いてたんですけれども、客引きの人たちが、チームというか、決起大会みたいなものやっているんですよ。円陣組んで、リーダーっぽい人がいて、ようし、今日は週末じゃあ、何とかみたいな感じの、おまえはあっちのポジションにつけ的な、決起大会というか出発式みたいなことをやっているんですよ。

その客引きっていうのも、先ほどの御答弁で、店員さんがお店が暇なのでちょっと外に出てというパターンもあれば、今僕が言ったように、チーム、組織化して、複数店と提携してやっている客引きという現実もあると思います。これ、聞いた話なんですけれども、チームとしてやっている客引きチームがあったとして、ここのお店にお客さんを連れていったら、売上げから何%とか、バックをもらうらしいんですよ。やっていることは反社みたいな人たちと変わらないような売上げの上げ方をしているように思えて仕方がないところでもありますので、これは禁止区域を拡大するというのも絶対大切だと思うし、組織的な客引きというところが一番、僕は注意しなきゃいけないんじゃないのかなと思います。

例えばスナックのママさんがいて、スタッフさんが2人とかいる、3人で営業しているような店があったとして、女の子たちに、今日暇やからちょっと表を歩いてきてとか、これは僕は悪質ではないと思うんですよ。その悪質か悪質じゃないかっていうところの線引きもしてあげたほうがいいのかなと思いますし、ビルとかの高層階で商売されている方が、一見さんとか新規の顧客をつかまえるってよっぽど難しいことでもあるから、客引きを完全になくすと、それぞれ御商売にも影響があるかもしれませんけれども、何度も言いますように、悪質か悪質じゃないかというところをしっかりと線を引いていただきたいと思いますので、組織化しているというところを把握しているのか見解を聞きたいなと思います。

それと、続いて自治会のことなんですけど、多世代が参加、交流できる自治会活動支援事業であったりとか、地域コミュニティ活性化推進事業ってあるんですけれども、ぜひ自治会にはどんどん参加していただいて、若い世代にもどんどん入っていただいて、地域の活性化に協力してくれる若い世代、若い世帯も増えていっていただきたいなと願っています。その中で、地域のお祭りとかを通じて、そういう自治会に入っていない人の掘り起こしというか、そういったことはできないのかなと思います。今週末に小石ちょうちん山笠というのが若松区であるんですけれども、先週もその準備会があって、もう皆さん70歳代ぐらいのおじさんたちが15人、20人集まって、山組んだりとか準備するわけなんです。それに、祭り当日は、上野くん、若者

を呼んでくれということで、今度、本番のとき連れていくんですけれども、そういった活動を通じて、もうせっかくだから自治会も入ったらというような雰囲気づくりを祭りを通じて何かできないのかなと思うんで、見解をお願いします。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 客引きの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、客引き、今は魚町、京町地区が客引き禁止区域になっておりますので、鍛冶町、堺町地区については、福岡県条例に基づいて、それから風営法、風営適正化法に基づいて、取り締まりを県警が行っているところでございます。組織化しているかというところですけども、京町、魚町につきましても、複数の店から雇われて客引きを実施しているところを確認しておりますし、先ほど言われましたように、売上げの何%がマージンで戻っているというふうなことも聞いております。客引き行為、先ほど言われていたように、全ての客引きが悪いわけではなくて、営業活動の一環という部分もありますので、そういったところも含めて、きちっと対応していく必要があると考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 お祭りがいろんな世代の交流になるのではないかという御質問についてお答えいたします。

私どもも今、北九州市地域コミュニティビジョンという将来像の策定に向けて、様々な団体にお話を伺うことが多くございます。その中で、山笠をはじめとしまして地域のお祭りが、いろんな世代が御参加されるイベントとして大変代表的なものであるということは、いろんな地域から伺っております。ですので、お祭り自体も、私も予算事業の中でも、地域で新たにお祭りを始めたいというところに対して一部補助をしたという実績もございます。ですので、このお祭りが、いろんな世代が御参加される代表的なイベントとして、自治会の加入も含めて、地域の活性化において大変大事なものであり、これからもできることを支援してまいりたいと考えてございます。

一方で、今、委員からもございました、お祭りをやっていく上で、例えば地域にやぐらを建てるというような場合は、高齢の方ばかりですのではなかなか難しいというようなお声もいただいております。ただ一方で、お祭りはやはり地域の方でやるものだというようなお声もいただいております。そういったところもございまして、いろんなお話を伺いながら、多面的にどういったことができるかというのは考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 上野委員。

○委員（上野照弘君） 分かりました。地域の絆を深める一つの大きな強力なツールになるのが、僕はお祭りじゃないかなと思います。若松区だけの話で恐縮なんですけども、各区いろんなお祭りがあって、若松区だったら小石ちょうちん山笠もあれば、二島祇園とかもあったりして、

若者がすごく参加するんですよ。でも、その若者たち、みんながみんな自治会に加盟しているか、祭り以外の地域行事とかで汗かいているかといったら、実はそうでもない現実もあったりとかして。何か上手に自治会加入促進の観点から祭りを支援してあげて、もうちょっと広がっていったら、いい地域になるんじゃないかなと思いますので、引き続きぜひ検討していただきたいなと思います。

あと、客引きについてはぜひ禁止区域をしっかりと広げていっていただきたいなと、要望とさせていただきます。終わります。

○主査（永井佑君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） すみません。私も、もう客引き行為がずっと続いています、重複するとは思いますが、まず客引き行為のことでお尋ねをします。

今答弁ありましたが、もしかしたら私が勘違いしているのかもしれませんが、鍛冶町、あの周辺はもう県、警察にほとんど任せるっていう感じなんですか。市としてはあまり関与をしていないのか。

それと、もう1点これは、確かな証拠はないかもしれませんが、朝になると、客引きの方々がいた場所によくごみが散乱している。たばこの吸い殻、ペットボトル。私も声をかけられたことがあります。そのときに、たばこを指に挟んで声をかけてきました。恐らくそういった方たちは、自分でごみを捨てるわけでもない。その場を見てはいませんが、ただ、そういったシーンがかなりあるということを、地元の飲食店の方、そしてまた、それを見た方々の声を聞きます。そこで、今、上野委員からもありましたが、禁止区域をしっかりと、県とダブっても鍛冶町にしっかりとやっていく、これも大切なことではないかなと思います。

それと、村上直樹委員からも出ましたが、若い子たちが今たくさんいるんですよ。この小さな交差点みたいなところに、何か所かありますけど、そこに多いときは40人、30人、向こうは20人、どれだけ人がいるのって。お客さんより多いと。それぐらいで、確かに観光客、北九州市に来て、何か繁華街に行ってみたいとか、何かおいしいものも食べたいなといった人から見たら、怖いよねって。今、北九州市は官民一丸になって、クリーンな、北九州市の町は安心して楽しめますよということを、みんな理解も含めてやってきました。だからこそ、私たちはしっかりとやっていかなければいけない。

あと、一つ心配なのは若い子たちです。今日、10人に声をかけた。いや、僕は15人に声をかけた。これを僕は仕事と思っていません。そんなふうに、この北九州市の若い子たちが、こういったといたら失礼になりますが、誇ってもらいたくない。夢を持って、もっと頑張る。飲食店をするなら飲食店をする、自分の努力をしていっていただきたい。そういった思いがあって、やはり好ましくないものは好ましくない、しっかり我々大人は言っていかなければいけないとは思っていますので、その辺、禁止区域を広げることができるのか、それとも、もう県に任

せているから、県とダブってしまうから駄目ですよというのか、お聞かせください。

もう1点は、去年から市民センターの利用条件が大幅に緩和されて、今たくさんの皆さんが市民センターを活用しようとなっているのではないかなと思います。僕はもうすばらしい英断だったなと思っております。その中で、これから地域も、もっとこういうふうにして、交流の場として市民センターを使っていきたいとか、そういったような声があるとは思いますが、ぜひ、これから市民センターが地域のよりどころになって、また、ここで自治会の加入促進にもつながる、いろんな集まりが、集いができるようなものをしっかりしていただきたいなと思います。敬老会もあります。いろんな催物もあります。祭りも。いろんなもので使っていただけるような場所になっていただきたいので、これはもう要望としてお願いしたいなと思います。じゃあ、すみません、客引き行為をお願いします。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 客引きについての御質問にお答えさせていただきます。

北九州市としましても、繁華街における客引き行為等への対策は都市イメージの向上ですとか交流人口の増加の観点から大変重要な取組であると認識しております。鍛冶町、堺町地区での客引きにつきましては、地元、それから議会から禁止区域拡大の要望をいただいているところでございます。今、この鍛冶町、町地区の禁止区域の拡大指定に当たりましては、条例に基づきまして、客引き行為等適正化推進協議会に諮問、それから答申といった手続が必要となっておりますので、現在、諮問に向けた準備を行っておるところでございます。学識経験者等から、客観的な答申を踏まえまして、市として禁止区域等の指定の可否を判断することとしております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） ありがとうございます。我々議会も、議員も、市民の声の代弁者です。ですから、私たちももっともこの客引き行為で皆さんが迷惑しているということをどんどん声を上げていきたいなと思います。だから、推進委員でも、しっかりとこの禁止区域が早くなる、ただ、禁止区域になったからといって減ることはないと思います。そこでどうやって、今言ったように我々が、地域が、この議会が、そしてまた、警察もそうです。理事も来ていただいていますので、県と市と、いろんなところで協力をし合って、そしてまた、民間の地元の飲食店の方々とも連携をし合って、安心・安全な町にしていかなければいけないと思いますので、これからもぜひ頑張っていっていただいて、皆さんが本当に誇れる北九州市でやっていただきたい。あと、今働いている若い子たちがもっと目をきらきらと輝かせていけるような場所を、違う意味で提供してあげたいなって思うんで、ぜひ、何とか皆さんで知恵を出して考えていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○主査（永井佑君） ほかにありませんか。菊地委員。

○委員（菊地公平君） 客引きに関して、1点、すいません、ずっと続くんであれなんですけど。実際、客引きしている方々が捨てるごみとか、夜その人たちが相当ごみを捨てているっていう話を聞いています。そのごみを、朝、その辺の飲食店の人たちが一生懸命片づけている。町の人からしてみたら一体これ何なんだろうかっていう状況だと思うんですよね。じゃ、もっと厳しくできないのかっていうのを常に我々も言われるんですが、ある意味、見せしめじゃないんですけれども、警察を含めてしっかり動いてもらって、実際、逮捕とか、そういったところまでできる枠組みというか、そういった可能性がないのかだけお答えいただいていいでしょうか。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 今の客引きについての御質問にお答えさせていただきます。

今の客引き行為等の適正化に関する条例では、あくまで秩序罰として過料という形で5万円しか取ることができない状況になっています。逮捕まではできないというところです。以上でございます。

○主査（永井佑君） 菊地委員。

○委員（菊地公平君） それは知っています。それは知っているんですけど、あまりにその行為がひどかったり、度を過ぎた、線引きが難しい部分はあるんですけど、度を越えた場合には、何らかの抑止力みたいなのが働ける余地っていうのはあるのかどうかっていうところの考え方を、もう一度聞かせていただいていいですか。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 ごみ、どの程度の悪質かというのはあるかと思いますが、そこら辺は少し県警察と話をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○主査（永井佑君） 菊地委員。

○委員（菊地公平君） 場合によっては、あまりにも毎日毎日大量のごみを捨てていくんであれば、不法投棄とも言えるような状況なわけで、その辺、どういった理屈をつけるのか分からないんですけども、ある程度の抑止力を働かせるっていうのを何か考えていかなければいけない段階に来ているんじゃないかなと思います。先ほど上野委員が言ったように、それぞれの主体の性質とかがあっていうのもあると思うんで、一概に全部っていう話にはなかなか難しい中で、行政でやるときは一律で裁けるような方法を取っていかなくちゃいけないので、その対応っていうのは非常に難しいっていうのも重々承知しておりますが、今後、継続して、いろいろ考えていただければと思っております。以上です。

○主査（永井佑君） 12時近いですが、自民党さん、どうですか。昼からでよろしいですか。じゃあ、ここで休憩とします。執行部の皆さんも午後1時からということでよろしく願います。

（休憩・再開）

○主査（永井佑君）再開します。自民党さんどうぞ。村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）客引きではありませんが、私から質問させていただきますけども、まず、昨年度、NewUの活用状況を教えていただければと思います。

それと、地縁団体、これは財政・変革局にも質問したんですけども、地縁団体が利用しているが、名義は個人となっている施設がどれぐらいあるのか、分かれば教えていただきたいと。また、それと今、法律も改正になって地縁団体が法人化できるようになったと思うんですけども、今どれぐらい法人化しているのか。とはいえ、私自身、法人化はあまり進んでないんじゃないかという印象もあるんですけども、それを阻んでいるものがあれば教えていただきたいと。以上です。

○主査（永井佑君）広報戦略担当課長。

○広報戦略担当課長 NewUの取組について御説明いたします。

令和3年7月に始めましたNewUにつきましては、現在は、インスタやウェブサイトで、若者を中心に、夢を実現して行動する若者の分について、ブランドイメージの発信、定着とか、若者向けに情報発信を行っているところでございます。NewUのインスタにつきましては、フォロワーが約4,500人いまして、55%以上の方が10代後半から30代前半という状況でございます。約75%の方が市外の方であるということもございますので、市外向けにも、北九州市の若者が頑張っていると、しっかりと活動しているところを、夢の実現に向けて取り組んでいる情報をしっかりと発信しているところでございます。以上です。

○主査（永井佑君）地域振興課長。

○地域振興課長 地縁団体の不動産の所有状況について、まずお答えしたいと思います。

自治会等々では、つどいの家でございますとか集会所、ため池等々といった、場所によっては多様な不動産を所有している自治会があるかと思っておりますけれども、委員からございましたとおり、町内会長の名義になっていたり、あるいは、認可地縁団体と言われますように、市の認可を得て法人格を得た団体の名義で登記している場合とございます。現状、認可地縁団体は、現在168の団体がございます。それ以外も含めまして、どの程度不動産を所有している自治会があるかということでございますけれども、こちらは、特に認可地縁団体になるためには市のほうに手続が必要でございますので、私どもに御相談がございましたけれども、それ以外で個人の名義でお持ちになっているような場合につきましては、特に市に報告等々はございませんので、どの程度が不動産をお持ちになっている自治会があるかということについては、現在把握はしてございません。

また、認可地縁団体になるためには、要件が主に4つございます。まずは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な協働活動を行うことを目的とし、その活動を現にされていることというのが1つ。もう1つ目が、区域がはっきりしていること。この区域を範囲として会

を形成しますということがはっきりしていることが2点目。3点目が、その区域に住所を有する方は、全員がその構成員となれるということ。4点目が規約があるということでございます。この4件を満たした場合に認可地縁団体という形で登録ができますけれども、今168団体というのが現状多いか少ないかというところはなかなかはかりかねるところではございますけれども、この要件を満たせば、団体としての登録が可能となつてございます。以上でございます。

○主査（永井佑君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） すみません、まずNewUの件なんですけども、かなりフォロワーも多いということでちょっと安心しました。というのが、これ、前の市長の時代のものだったから、ちょっと心配してたんですよ。最近、ホームページのトップ画面にも、NewUというのが今上がっていないし、どういう活用されているのかなと思ったもんですから。また、これを知ってもらうということから、さらに、これは地方創生の取組の一つだったと思うんですよ。今後、その先の展開っていうのが必要になってきます。これはもう市長公室から離れると、それ以上のことは、ここでは聞きにくいということになりますかね。そしたら、今伺ったことに対して、今度、先の展開が出て、初めて一つの成果だと思っておりますので、市長公室で、広報で戦略まで立てるんでしょうから、しっかり成果が出るように取り組んでいただきたいなと。もっと具体的なのは、ほかの部局ということになると思いますので今日はこの辺のところ。NewUはどうなるかなとちょっと心配だったもので、お尋ねさせていただきました。ありがとうございます。

それと、地縁団体、すみません、僕聞き取れなくて、168団体というのは、認可していないものということだったですかね。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 認可しているものが168団体でございます。

○主査（永井佑君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） じゃ、認可していないのがどれぐらいあるかは分からないということ。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 この168団体には、様々なエリアの方がいらっしやいまして、大きなところでいうと校区単位というのもございますけれども、もう少し狭い範囲での、町丁目というか、何丁目、何町、町内会というような形もございまして、母数をどこに取るかというのは難しいところもございますが、校区の単位でいいますと、自治会の連合会は205団体ございまして、町丁目の単位でいいますと2,700団体を超えるぐらいございまして、その中で168団体が今認可という形でされているというのが現状でございます。以上でございます。

○主査（永井佑君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） 認可する地縁団体の一つの理由というのが、不動産を所有していること

というのは、当然僕は理由の中に入ってくると思うんです。それがなければ、正直言って、認可する理由ってあまりないですよ。不動産を持つのに必要だと思うんです。ですから、不動産を個人の名前で所有しているものがあれば、そこは、やっぱり今後市も進めていかないといけないと思うし、その個人のままに置いておくことが、将来的に地縁団体の名義に変えることが難しくなってくるわけですよ。要するに相続が発生して、相続人が増えていけば、これも一つの所有者不明土地ということになっていくわけです。それを行政が認識しないということは、所有者不明土地を結果的に増やしていくことになるんじゃないかなと私は思っています。

先日、財政・変革局にも聞いたんですけども、分からないと言うんですよ。どれだけ個人名義になっている地縁団体の不動産があるのかというのは把握していないと言うんです。固定資産税を掛けてあるものもあるし、掛けていないものもあるということなんで、これ、こんなことでいいのかなと、正直、心配になったんですよ。これからはもう不動産、相続登記も義務化になりました。そういったところで、国を挙げて、所有者不明土地をなくそうというところの中で、それが分からないということは、僕は少し、将来に禍根を残すと思うんですかね、先々そのまま放置しておくとは非常にまずいことにさらになっていくんじゃないかなと思っているので、やっぱりどこかのタイミングで財政・変革局とともに個人名義になっている地縁団体の不動産がどれくらいあるのかというのは、僕は調べるべきだと思うんですけども、そこに対する見解があれば教えてください。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 個人名義になっているものを団体名義にすべきではないかということでございます。確かに全体の状況、現状把握はしてございません。ただ、個別に御相談をいただく中でも、地縁団体の中でも主に自治会あるいは町内会が持っている不動産というのが個人名義の場合でも、そのままにされているという場合もございますけれども、確かに今委員の御指摘がございましたとおり、名義の方が亡くなった場合の相続において、相続人の方とのトラブルになるケースもあると承知をしてございます。また、委員から御案内がありました相続登記も令和6年4月には義務化されたということも把握してございまして、相続による取得をしてから3年以内には必要な手続を行う必要があるということがございますので、方法としては、自治会等の団体の名義で登記することが可能な認可地縁団体という制度があるということは、私どもから日常的に御案内はさせていただいております。ただ、こうした手続の漏れとか、また、そういったトラブルを避けるためにも、自治会町内会の連合会の会議等々を活用させていただいて、相続登記の義務化であるとか、そういったものを、またお知らせしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） 僕は調べてほしいんで、そこには御答弁はいただけなかったんですけど

ね。私も幾つか相談を受けるわけですね。亡くなった人の名義になっているんで、地縁団体の名義に変えたいと、法人化したいという話なんですけど、その法人から、さっき地域振興課長が言われた要件であっても、なかなか、これをしたら後が大変になるということで、やらない人が結構いるんですね。私が聞く限り、相談を受ける限りでは、しないという人のほうが、どちらかというとき多いような気がします。ですから、その辺のところは、地縁団体の法人化って、これは法律で決まって、法律ですね、要件というのは。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 認可地縁団体は地方自治法に根拠があるものでございます。

○主査（永井佑君） 村上幸一委員。

○委員（村上幸一君） だから、法律だから北九州市で緩和せよということは言えないと思いますんで、そこは非常に難しいところなんですけども、いずれこれ、置けば置くほど、さっき言ったような問題が発生するので、北九州市としても少し前向きに、もっと取り組んでいただいて、国が大なたを振るって所有者不明土地をなくそうというときですから、それはもう所有者不明土地になる一つの理由に将来なってくると僕は思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただくよう、これはもう要望しておきますので、お願いいたします。以上です。

○主査（永井佑君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 令和6年度の行政評価の取組結果の中から2つ質問させていただきたいと思っております。

暴迫です。暴迫の推進事業ですけれども、令和6年、工藤会の状況と、今後の見通しについて、工藤会だけではないと思うんですけれども、いろいろな団体、ほかにもいるのかなと思ったかもしれませんけれども、北九州市の暴迫の状況と今後の展開について教えていただきたいと思っております。

あとは、市民センターの管理運営整備事業。条例の改正が行われまして、センターの条例改正をして、有料のイベントや講座、商品販売等ができるように多目的化を図ったということなんですけれども、この状況について教えていただきたいと思います。以上2点です。

○主査（永井佑君） 暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 暴力団の現状について説明いたします。

工藤会につきましては、人的なものは年々減少している状況にあります。具体的な数字で申しますと、令和6年末時点において、県内で活動する工藤会の勢力につきましては、準構成員を含めまして230人ということになっております。ピーク時が平成20年、約1,200人ということで、約8割の減少となっております。また、県警による工藤会壊滅作戦以降、県内の暴力団事務所についても、20か所以上が撤去されているという現状にあります。ただ、まだ工藤会は活動を続けております。先日も賭博で工藤会の幹部が逮捕されたり、また、タクシーの無許可営

業ということで幹部が逮捕されたりということで、工藤会はまだまだいろんな活動をしながらか資金を得ているという現状にあります。北九州市としましては、工藤会壊滅に至るまで、引き続き手を緩めることなく、対策を徹底していきたいと考えております。以上です。

○主査（永井佑君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市民センターの多目的利用の新たな取組について報告させていただければと思います。

今年の4月から、多目的利用の登録申請というのをスタートさせていただきました。9月の受付分までですけれども、新たな申請として165件いただいております。その内容ですけれども、健康教室でありますとか、そろばん教室でありますとか、そういったものになります。年齢別の内訳を御紹介させていただければと思います。

まず、若者と子供を対象とした申請というのが、全体の22%です。子育て世代、パパさんママさん向けの取組として申請いただいたのが8%で、現役世代、働かれています方とかを対象とされたものが14%、あと、大人から子供まで参加できるような企画をされているのが44%ということで、当初、この多目的利用の目的として、若者から現役世代の方にぜひ使っていただけるように広げさせてくださいということで説明をさせていただきました。申請の約9割が、そういった目的に御申請いただいているというところです。

利用者の声といたしましては、徒歩圏内で学習教室とか通えるようになって、すごく助かりますというお声だったり、あと、私も意外だったんですけれども、館長さんにヒアリングさせていただきますと、この多目的利用でいろいろ広報をしている関係で、今まで市民センターって、自分たちは使ったらいけないと思っていましたと。ただ、多目的利用ではないんですけれども、地域活動で講座とかを見つけられて利用される方が徐々に増えてきているという実感を持っていますというお声もいただいておりますので、非常に円滑な形でスタートさせていただけるんじゃないのかなと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 順番前後になりますけれども、多目的利用、トラブルはなかったという認識でよろしいのでしょうか。

○主査（永井佑君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 お問合せは各区からいただいております、ちょっと判断が難しいものは、我々で判断させていただいている分もありますけれども、申請のトラブルでありますとか、利用時のトラブルというのは今のところ報告は受けておりません。

○主査（永井佑君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） ありがとうございます。当初、いろんな御意見がありましたけれども、そういった懸念は払拭されたということでよかったと思っております。私も私なりに、地

元の地域の方とか、まち協の方とか、また市民センターの館長さんとか、いろんな方々に聞いて回っておりますけれども、おおむねというか、全て良好であります。これの目的の一つが、今まで市民センターを使われていなかった方とか、若い方とか、そういった方々をということなんですけれども、とてもいいスタートが切れたのではないのかなと、今話を聞いて改めて認識をさせていただきました。地域コミュニティーがこれからどうなるか、維持できるかということは大変大きな課題なんですけれども、この課題に対して、私は、有効な政策の一つであると思っておりますので、これをさらに力強く推進していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。もう要望で結構でございます。

あと、暴力団なんですけれども、今までの皆さんの御努力で、北九州市が日本一反社会組織が活動しにくい町、活動できない町ということで、僕は日本中に今認識づけられるんだろうなと思っております。ただ、その反面、SNSというのは厄介なところがありまして、工藤会が壊滅に近くなっているのか、ほかの団体が入ってきているのか、工藤会がいたときに不良外国人を工藤会が対策をしてくれていたとか、いまだにSNSでとんでもないデマを流す方がいます。ほっとけばいいんでしょうけれども、何回も何回もそういったのが、スマートフォンとかパソコンの中で出てきますと、中には信じでしまう方もいらっしゃるそうです。僕は聞いてあきれた話なんですけれどもね。だから、今後もしっかりと工藤会対策をさらに強く壊滅まで持っていっていただいて、そういったデマも打ち消すように頑張っていただきたいと思います。確認ですけれども、工藤会が80%弱体化したということによろしいですかね。

○主査（永井佑君） 暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 ピーク時の平成20年と比較しまして約8割、80%減少となっております。以上です。

○主査（永井佑君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 分かりました。手を緩めることなく、皆さんで、私ももちろんなんですけれども、市民と市役所、それと警察関係が協力して、工藤会壊滅まで一緒に頑張らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○主査（永井佑君） 自民党さんは、いいですか。じゃあ次の会派どうぞ。三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君） 私からも数点お尋ねいたします。

今の関連にもなるかもしれませんが、民事介入暴力相談件数が増加をしています。これは、理由といたしますか、状況を教えていただきたいと思います。

それと、消費生活センターの相談件数が増えています。オレオレ詐欺だったりとか、様々にあると思うんですが、実は、消費生活センターに相談をしていないけど、だまされている方というのは、この町の特に高齢者の方が多くて、私の友人のところも、何かないですかっという事で、初めは普通のものを言うてくるんですけれども、だんだん宝石みたいなものを要求して、

何か出して、本来だったら何十万円もするようなものを何万円とか、それでも、親御さんはよく分からないから、5万円もらって喜んでたって、もう本当に情けないって言って知り合いの方から言われたり、私の家も、高齢者がいるっていうのが分かっているのか、しょっちゅう電話がかかってきます。最近、ネクタイはありませんか。旦那さんが亡くなったら、その後ネクタイが残っているんじゃないかと、様々に、何かこう、つい乗っかってしまいそうな感じで返事をしてしまいそうなことから介入してきて、家に帰った夫がたまたまそれを聞いていて、そこにすぐ電話をしたら、もうつながらないという状況なんですね。数日前もたしか電話がありました。何日にその辺を回りますから、何かないですかっていうようなことがですね。これ、消費生活センターに私も一回一回電話をしていないんですけど、そういったことが多分たくさんあっているんだろうなと思います。

若い人が出ると切る場合もあります。夫が電話に出ると、ガチャって切るような場合もあって、もう狙われているんよって言って、私もよく家で話をするんです。うちだけではなくて、そうやってさっきの宝石をっていう方もいらっしゃったし、ほかにもいろいろ高齢者を狙ったことが多くなっています。中には、それから消費生活センターに問合せたりとか、相談をしたりということがあっても、ほぼほぼ、多分戻ってはこないと思うんですね。やっぱりこの啓発を、今敬老会がちょうどあっていますけれども、昨年も取組はされてきていると思うんですが、一般の方に、いかにそういったことを防ぐための啓発みたいなものをもっと必要なかなって思います。敬老会で、どうかすると警察の方が来られて、そこでお話をされるというようなこともあるんですけど、消費生活センターとして、高齢者に対するPRといいますか、こういうことがたくさんあっていますよっていうのはどんなふうになさっているのかというのをお聞かせください。

あと、コールセンターの取扱件数が少しずつ減っていています。それだけ、市政に関することが分かりやすくなっていたりとか、課題がなかったりというのがあるのかもしれませんが、この減っていることについて、どういう見解をお持ちかということをも1つと、それから、せっかくムスリム給食とかというのでかなり大変だったみたいなんですけど、このコールセンターにそういったものがかかってくるのでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

あと、それにも、外国人雇用とかも実際にはあって、不法滞在者とかではなくて、きちっとした形で入ってこられる方もたくさんおられます。そういった方たちに対しても、区役所とかで説明はされるんですけど、言葉が限られていますよね。この区役所に変換器といいますか、そういったものは置けないのでしょうか。それを教えてください。

それから、投票環境、先ほどからも投票所の件とか、それから移動投票所の件、私も以前も申し上げたことがあるんですけど、高齢者がどんどん増えていくので、今後ますます、高齢でわざわざ行けないとか、経済的に厳しいからバスを使って期日前は行けないし、当日も厳しい

というようなお声もよくいただいています。今後、利便性のいい場所に、そういう投票環境を充実するっていうことも一つでしょうし、電子投票ということも考えられるのかなと思いますけれど、本市における考え方をお聞かせください。

それから、地域コミュニティの支援という形でいろんな取組をされていると思いますが、自治会の担い手が非常に高齢化しています。自治会長さんもかなり御高齢で長く務めておられる方もおられると思うのですが、今後も、定年が遅くなっていますから、前は60歳で卒業して地域のことをやろうっていう方たちがいたと思うんですが、今もう65歳まで普通に働きますよね。ですから、そうすると、なおのこと、ますます地域の担い手が今後少なくなってくるのではないかなと思っています。あるところ、どこかっていうのは私も記憶が定かではないんですが、大学生が自治会の会長さんをして非常にうまくいっているというケースをテレビで拝見したことがあります。本市において、そういった若い方で地域、自治会長とか、そういったことをされているケースがあるでしょうか。教えてください。以上です。

○主査（永井佑君） 暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 民事介入暴力相談の件数が増えているということで、その理由について説明いたします。

これは、実際に暴力団に関連する相談が増えているっていうものではなくて、企業等から、取引相手に関しまして、その言動等から暴力団との関係があるのではないかなというような問合せが増えたものということで、この件数が増加した原因になります。以上です。

○主査（永井佑君） 消費生活センター館長。

○消費生活センター館長 消費生活センターでのPR、特に高齢者に特化したところのPR活動ということで御質問をいただきました。

消費生活センターでは、啓発事業を中心に、令和6年度におきましては出前講座も44回開催し、4,164人に受講いただくとともに、年長者の祭典、あるいは市民センター、いろんな情報が集まる市民センターの館長さんの研修のときにもお話をさせていただく、それから、地域の見守りをさせていただいておりますいのちをつなぐネットワーク推進会議においても、こういうトラブル情報とか注意報、トラブルに関する注意についてお知らせをし、注意喚起を図っているところでございます。また、高齢者向けのあんしんサポートニュースを月2回、タイムリーに発行させていただいております。こちらは、介護事業所、地域包括支援センター等々、330か所に配信しております。それから、併せまして、5月の消費者月間には、イオンモール八幡東において街頭啓発を行うとともに、警察と連携しまして、年金支給日には銀行周辺での街頭啓発も行っております。それから、市政だより、市のホームページ、公式SNS、dボタン広報誌なども活用させて、情報を提供させていただいております。

それから、新たに、昨年、消費者教育推進計画をつくりましたものですから、その中で、高

齢者、障害者を御支援している皆さんにも何かもう少し取組ができないかというところでも御質問がございましたので、高齢者、障害者研修会、これが8月にございましたので、そこで私ども、消費者トラブルの情報、それから注意点につきましても、実際の事業者の皆様は御情報を提供し、そういうことがあったときには、全て消費生活センターにおつなぎいただくようお願いをしております。このような取組を充実させながら、消費者トラブルがないように今後でも取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○主査（永井佑君） 広聴課長。

○広聴課長 コールセンターに関する取扱件数につきまして御回答いたします。

調査176号に載っておりますとおり、コールセンターの取扱件数は、令和4年度がおよそ3万5,000件、令和5年度が3万2,000件、令和6年度が2万9,000件で、委員おっしゃるとおり、だんだん逡減はしております。これにつきましては、併せまして、FAQシステムといいまして、北九州市の様々な事業につきまして、一問一答式で、およそ2,200の一問一答式の回答をあらかじめホームページに用意しております。コールセンターは20時までしか対応しておりませんが、20時以降に市の情報等をお知りになりたい市民の方はFAQシステムを使って検索しているのではないかと分析しているところです。

続きまして、ハラル給食に関する、ここ6日間の問合せ件数でございますが、9月19日から9月24日12時時点におきまして、私ども広聴課の市民の声システム及び広聴課の組織アドレスに、およそ1,161件の問合せが来ております。その他、広聴課に対する直接の電話が約60件、コールセンターに対しては約85件でございます。ただし、これは全てがハラル給食に関するものではございませんで、市民の声フォームの内訳を、延べ件数でございますが申しますと、ハラル給食に関することは830数件、インド多文化共生に反対する御意見が404件、外国人の受入れに関する御意見が250件ほど来ております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 区政推進課長。

○区政推進課長 外国の方が区役所窓口にいちゃったときの携帯翻訳のシステムなどが使えないかという御質問についての回答でございます。

現在、区役所の窓口全てにはございませんが、島郷出張所など外国人の留学生の方の転入手続が多い窓口につきましては、小型の携帯の翻訳機というものは導入しております。ただ、こちらの機械も日々新しくなっておりますし、どのような導入の方法がいいのかということも、また、現在の出張所での導入状況を見ながら研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 選挙課長。

○選挙課長 投票環境の向上という点で、移動の困難な方々、例えば高齢者の方であるとか障害をお持ちの方であるとか、そういった方々に対する支援、電子投票の実現も含めたところで

御質問をいただきました。

いわゆる移動支援、例えば巡回乗合タクシーを回すとか、そういった移動支援については、公平性とか公正性の点から、コースをつくるのがなかなか難しいというところから、私ども選挙管理委員会としては、既存の福祉移送サービスというのを御紹介させていただいております。

それと、郵便投票の拡大についても、国に対して全国指定都市選挙管理委員会連合会を通じて、要望を続けているところでございます。

それから、電子投票の件でございますけれども、電子投票というのは非常に便利なやり方でございます、無効票がなくなるとか、開票時間が非常に短縮になるとか、選挙人の方々にとっても、我々選管の事務従事者にとってもメリットのあるやり方だと認識しております。ただし、これは以前、実は導入したところに通信のトラブルで無効投票が生じて、それ以来、ずっと避けていたやり方なんですけれども、最近、そのシステム技術の基準が変わりまして、御存じのとおり、四條畷市が電子投票を導入をしたというのがニュースになったところで、先日、9月22日でも宮崎県の新富町で電子投票を実施するという条例が可決されたという記事が出ていたと思います。私どもも、実は伊崎委員の取り計らいで、今、国内で唯一、総務省の技術認定を受けている企業様の実機を拝見させていただくことができまして、実際それを触らせてもらったところでございます。非常によくできていて、いいなとは思ったんですけれども、これが、人口規模、都市の規模が我々北九州市は大きいところがございます、果たしてこの人口規模でこれを回したときに、システム上はもしかしたらミスはないかもしれませんが、人的なミスが生じる可能性もあるというところとか、あとは、最近SNS等の陰謀論とかも含めて、いろいろ問題になっている。そこで、電子投票になるとブラックボックス化というところがフィーチャーされてしまいそうになりますので、そういったところと市民の方々からの御理解っていうのも、すぐには得られない可能性もある、そういった様々な課題、それから、何よりも、まだ実施しているところが非常に小規模な都市であるっていうことと、まだ中規模人口都市、大規模人口都市、政令市の中では、まだ一つも実施されていないという、そういったところからも、選管の立場として、まずは確実な選挙の執行、そこを第一に考えたいと思っておりますので、今のところは他都市の状況を見ながら、調査研究を続けていきたいと考えております。以上です。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 大学生の町内会長がいるかという御質問でございます。

私どもが今把握する限り、町内会長というようなレベルで大学生が務めている例は把握してございません。ただ、各地のコミュニティーの活動の中に大学生が参画をして、イベントの企画であるとか実施に、地域の方々と一緒に携わっている例というのがあるのは承知しております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君） ありがとうございます。まず、民事介入暴力相談件数の増加は、逆に皆さんが意識をされて、そういったものが関係していないかという確認が多くなっているということでしたので、安心をいたしました。

それから、消費生活センター、たくさん取り組んでいただいているということも承知をしておりますけれど、ただ、今後ますます高齢化が進みますし、以前から申し上げているように、軽度認知症の方も非常に増えていって、若いときからというか、早めに吸い込んだものっていうのは、意外に認知症になっても忘れなかったりというのがあるみたいなんですね。ですから、なるべく早くそういった意識をしっかりと植え付けるような施策も必要なのではないかなと思っています。高齢化社会の中で、今もう既に3分の1が高齢者ということでもありますので、今後に向けてもしっかり取組を進めていただきたいと要望させていただきます。

それから、コールセンターですね。すみません、せんだっての件まで御丁寧にお答えいただいて。私はどこに一番、そういうものが集中するのかなというのを、昨年も含めて、昨年はそんな大きなことはなかったかもしれないんですが、どういった形で意見が入ってくるのかなというのを大変気になったものですからお尋ねしました。こういったときに、その場で聞いて、そんなことはありませんということがきちっと言えるような体制になっているのでしょうか。ネットの場合はもう一方通行かもしれませんけれど、お電話とかの場合は、そういった御説明っていうのがされるのかどうかっていうのを教えてください。

それから、区役所の窓口や市民センターの窓口とかに外国語の変換機をと、さっきは区役所と言ったんですけど、島郷出張所は近くに学術研究都市があるということもあって、比較的そういったものを以前から導入はされていると。やっぱり今作っている外国人の転入のいろんなしおりって言うんでしょうか、冊子みたいなものは、限られた、英語と韓国語と中国語と、あともう一つ何か、4か国語ぐらいだったと思うんですね。今、いろんな国から日本に來られて、トラブルをなくすためには最初にきちっとそこで、こういうことは絶対駄目です、こういうことは大事です、こういうことをしてくださいねというのが伝わっていないと、私たちでも多分外国に行って説明を受けたら、あまり分からなくても何となく分かった感じで、ふんふんと答えてしまうのではないかなと思うんですね。ですから、そこをきちっと伝えるということが、私は、後々のトラブルにつながらないと思っておりますので、ぜひ、新しいものを導入するなり、そういう取組をしていただきたいと、これも要望にします。

それから、高齢者が投票しやすくするかというのを、やっぱり今後、さらに考えていかないと、もちろん若者の投票率を向上させるっていうことはとっても大事なんですけど、高齢者も含めて、そういったことができやすい環境をつくっていかないと、ますます投票率が下がっていくのではないかなと思っています。

伊崎委員が以前質問されたのを私も承知しておりまして、地域によっては、実際に無効になったというのもしかあったと思いますけれど、最近では取組を、かなり技術の進歩でできるようになったりということもあるようです。そういったことも積極的に、今いろいろ調べてくださっているようですので、今後、国に対してもそういった要望をぜひ上げていって、投票環境、民主主義の選挙っていうのは一番肝腎かなめのものですから、そういったことができやすい、一人でも多くの方が実際に投票しやすい環境づくりというのを、ぜひ取組をしていただきたいと、これも要望とさせていただきます。

あと、地域コミュニティの関係なんですけど、高齢者の方ばかりがいろんなところで、例えば廃品回収とかといって、私もだんだん高齢者に近づいていっているんですけど、もちろん一番若いんですよね、お手伝いに行ったりとかしたときに。本当に高齢者の方ばかりが廃品回収とかもやっていて、もう気の毒になるぐらいにかなりの自治会が、ああもう申し訳ないと思うぐらいの状況になっていると思います。大学とかにもお願いをして、自治会の活動に大学生がぜひ関わってくださいというのを、少し力を入れてみてはいかがかなと思います。大学生がそういった形で入ってくれることによって、やっぱり活気も出ますし、そういった人が今から、ずっとそこに大学生だからいるのかどうかっていうのは分かりませんが、それでも、循環して、大学生が次の後輩を連れてきてとか、地域によっては学生さんが多いところもありますし、地元で育った学生さんだったら、そのまま地元ですずっとつながっていくと思いますし、若い人たちをそういったまちづくりに、もっともっと取り込んでいくっていうような仕掛けも必要じゃないかなと思います。

せんだって、これは若い方っていうことだけではないんですが、若松区は豪雨の際にかなり被害が出ました。そのときに、すぐにある自治会の方が、地域で、みんなで防災をしっかりやりましょうみたいなことで募集をしたらしいんですね。そうするとすごく加入者が、10件ぐらい申込みがあったっていうお話も伺って、そういった防災という観点からも非常に重要だと。地域のつながりが、自治会のつながりが大事だと思います。また、なおかつそういうのに大学生とかも関わってくだされば、もっと様々に地域が盛り上がっていくのではないかなと思いますので、この点について、もし見解があればお聞かせください。

○主査（永井佑君） 質問2つありました。どうぞ、お願いします。広聴課長。

○広聴課長 市に対して、事実と反する問合せが大量に入ってきたとき、そういった事実はありませんと答えているかどうかということに関して回答いたします。

今回の件で言いますと、広聴課への電話、コールセンターへの電話及び広聴課に対するメールという3種類の方法で問合せがございました。広聴課の電話に関しましては、私ども職員が対応しておりますので、経緯を説明して、そういった事実はありませんということを説明して、御納得いただけた方は、そこで電話が終了しております。ただし、ほとんどの方は事業担当課

への電話の転送を希望されましたので、今回の件は教育委員会に電話を転送したケースがほとんどでございます。

コールセンターにつきましては、事業説明を行う部署、委託先のスタッフでございまして、そういった行政に対するお問合せにつきましては、直接、教育委員会の電話番号を案内しているところでございます。メールにつきましては、私どもにて手作業で処理した後、教育委員会等々にメールを転送しまして対応をお願いしているところです。以上でございます。

○主査（永井佑君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 大学生の関係についてお答えいたします。

現在、北九州市立大学と連携をしております、1年生の地域創生学群約120名の方、こちらにつきましては、大学の授業の一環として市民センターに入るようにしております。今年度でいきますと、小倉北区、南区を中心に16館の市民センターに入りまして、そちらで市民センターの館長、それからまちづくり協議会の会長等と連携をいたしまして、何か若い目線で地域に活性化できないかということも含めて、授業の一環として取り組んでいるところでございます。それにつきましては、また発表等もございまして、今後も継続して市内全域に広げていければいいなと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君） ありがとうございます。デマといいますか、SNSで拡散されて、今後もこういったことが結構出てくるのかなと。いろんな自治体で、もう通常業務ができないようなことが起こったりということで、非常に迷惑だなと思っています。対応策を少し考えておく必要も今後あるのではないかなと思いますので、これはもう要望とさせていただきます。

それと、市民センター、北九大地域創生学群の学生さんが、120名市民センターに入って、実際にそういった活動をされていることは非常にいいことだと思います。せっかくなので、各区でそういったことがもう少しされる、今はどうしても北九大ですから、近いところという、地域創生学群が小倉南区ですけれど、若松区も北九大もありますし、ほかの学校もありますので、そういった意味では八幡とかも、様々な大学にお声をかけて、そういった地域に入って実学的にいろんなことを学んでいただくということも、その方たちにとっても、先々いいことになるのではないかなと思いますので、ぜひそういった取組もしていただけるとありがたいなと思います。以上です。

○主査（永井佑君） ほかにありませんか。大久保委員。

○委員（大久保無我君） よろしく申し上げます。私からは、北九州市の安全・安心条例、第2次行動計画の成果と課題、そして、4月からスタートしています第3次行動計画について伺います。

これまでの計画では、刑法犯認知件数、第2次行動計画では、令和元年の6,217件、これを

4,500件以下にと、政令市人口1人当たりの順位を、20政令市の中で11位からベスト3にして、防犯パトロールの活動、参加者3万8,000人を6万人以上ということで、あとは、体感治安、安全だと、治安がよいと思っている市民の割合を85.2%から90%にということで、結果を見ますと、令和元年6,127件だったのが、令和5年には6,044件、令和6年には6,482件と、結構悪化をしております。10万人当たりの刑法犯の発生件数も、20政令市中、ベスト3を目指していたのが、逆に14位、11位が14位まで落ち込んでいるということです。防犯パトロールは、6万人以上の目標が8万3,500人ということで、これは好調ですね。目標達成しました。体感治安ですね。安全だと思う市民の割合というものが、90%が目標だったものが、実績値86.8%で、これはあと一息だったということで、全体として結構厳しい数値、結果だったんだろうと思います。厳しめに目標値設定されていたと思うんですけども、現在第3次計画が始まっていますけども、これまでの反省点を、どう3次計画に反映させていっているのかについて伺います。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 今、委員がおっしゃったとおり第2次行動計画、これ令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間としておりますけども、それぞれ3つの目標を立てて推進してきたところでございます。しかしながら、刑法犯認知件数、それから体感治安が目標に至っていないというところでございます。この刑法犯認知件数、今言われましたように4,500件以下というのはかなり高い目標を設定しておるところはあります。コロナ禍で人流が途絶えました令和3年度であっても、5,109件という数字から考えると、やはりかなり高い目標だったんだと認識はしています。しかしながら、目標に向けて様々な対策を通して、目標値に一步でも近づけるように努力していきたいと考えております。

今、この行動計画につきましては、有識者や関係団体から成る北九州市安全・安心推進会議を毎年開催しまして、施策の進捗状況ですとか、効果等を検証しておるところでございます。今年度につきましても、今後開催する予定としておりまして、その検証結果等も十分踏まえまして、今後の取組を推進していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。目標を高めに設定していることは、意欲的にやろうということで、決してこれが達成できていなかったってことが悪いということではないとは思いますが。ただ、体感治安の話で言うと、この間、電車で帰って、夜遅くというほどでもないんですけども歩いていたら、10人ぐらいの外国人がコンビニの前でたむろして、お酒飲んで騒いでいるんですね。いや、怖いなと思いながら、結構な大騒ぎをしていた感じだったんです。これが外国人だからって話じゃなくて、日本人だろうが外国人だろうが、そんな形で、店の前とかコンビニの前とかでたむろしていると、大騒ぎしているってなると、結構怖いですよね。屋外の飲酒ということについて、これ考えなきゃいけないのかなということもちよ

っと思ったんです。いろいろ調べてみたら、海外では結構屋外の飲酒というのは規制しているところもあるとも聞きました。同じく国内でも、屋外での飲酒を規制している地域もあったりとか、期間を定めてとかというところもあったりします。もちろん、例えばお花見とかお祭りとか、そういったところも全て駄目とかってすると、またそれはよくないので、場面場面に応じて考えなきゃいけないと思うんですが、こうした屋外での飲酒みたいなものについては、ある程度の規制っていうのは、何かこれから真剣に考えていかなきゃいけないのじゃないかなということも思っています。市の迷惑防止条例ですか、モラルマナーアップ条例にも加えていくっていうことも考えていかないといけないと思いますけども、もし見解があったらお願いいたします。

○主査（永井佑君） 都市整備担当課長。

○都市整備担当課長 今の迷惑行為の件についてお答えします。

迷惑行為につきましては、外部有識者から成る迷惑行為防止推進協議会で、迷惑行為であったりとか、そういったところの意見をいただいております。毎年、この会議については開催しておりますので、今の意見等も踏まえて、その会議で問題提起をしていきたいと考えております。以上です。

○主査（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。それから、軽犯罪みたいな、例えば万引きと、調べたら、自転車盗と万引きがすごい多かったんですけども、これが過去から大きく増加をしているんですが、直接つながってはないかもしれませんが、こういうのが、空き巣とか強盗とか強制的いせつとか、いわゆる割れ窓理論じゃないですけど、そういったものに関わっていく、凶悪犯罪とか大きな犯罪みたいなものにつながっていくんじゃないかなということもちょっと考えなくありません。ですので、軽犯罪のような犯罪、数が多いですから、こういったものを少しずつ抑制していくっていうのも、大きな犯罪の抑止につながるんじゃないかなと思います。これも、これまでの反省点、増えていますんで、特に自転車の盗みとかは、北九州市全部合わせた数なんですけど、令和2年が620件ぐらいだったのが、令和6年には1,300件ですかね。万引きも、令和元年800件ぐらいだったのが、令和6年にはもう1,000件を超えているような状況になっていまして、増えてきているという状況を、これからどう対策を行おうと考えていらっしゃるのか、見解を伺います。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 今、委員が言われましたように、窃盗、それから、窃盗の中でも自転車盗と万引きが増加しておるところでございます。こういった、令和6年度の刑法犯認知件数に占める窃盗の割合が約63%、窃盗犯のうち、自転車盗と万引きの占める割合が約60%となっております。こういったところは我々も分かっておりますので、今後の対策としては自転車盗

対策としましては主要駅の防犯カメラの設置ですとか、万引きに対しては、店舗に対する万引き対策の促進などの取組もしていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。いつとき、こういう話をすると、コロナが明けてから人流が増えたので、刑法犯認知件数も増えましたという話もあったんですけども、この傾向を見ると、令和3年に底を打って、一気に増えてきている感じがあります。そういう意味では、かなり危険というか、何か状況が変わってきているんじゃないかなと、この刑法犯認知件数の上昇を見る限り、底を打って、反転して、一気に増えてきているなというところを、かなり厳しく受け止めなきゃいけないんじゃないかなと思います。令和3年が5,109件だったですね。令和6年が6,482件、およそ6,500件ということで、かなり増えていますと。1,000件以上の増加となっていますと。なので、減少率は政令市トップですよということを言っている場合じゃないぐらい、私は強い危機感を持たなきゃいけないなとも思っています。

さらに、詐欺も増えていますよね。詐欺みたいなのっていうのはなかなか、見守りで走り回ったりとか、歩き回ったりしたところで、なかなかこれは防げるものではないので、根気強く啓発をしたりとかしていかなきゃいけない話なんだろうと思いますけども、これからも市民の暮らしの安全を守る取組、大きな犯罪が起こらないように、これまでにないような発想であったり、これまでにないような、さっきの飲酒のことを条例に加えるような話も含めて、これまでにない厳しい取組というか、強い取組をしていただければなと思いますということで、要望させていただきます。以上です。

○主査（永井佑君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） 1つだけ質問させてください。

情報発信強化事業の市公式LINEの友達増加数について質問させてください。

恐らくリッチメニューの改修とか予約機能の追加のために多くの予算が使われていると思うんですけども、実際、LINE友達数増加のために行われた広告宣伝方法と、その金額の内訳を全て教えていただければと思います。以上です。

○主査（永井佑君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 LINEの友達増加に関わる広報経費ということですが、令和6年の情報発信強化事業の中でLINEに関わるものが、LINEシステムの運用補修について、約210万円ほど経費がかかっております。これは運用補修のみのものになっております。令和6年は広告等は打っておりませんので、この中に広告は含まれておりません。以上です。

○主査（永井佑君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。では、多分使いやすくして、公式LINEの友達数が徐々に増えてきたのかなとは思いますが、1万人以上は増えているっていう事

実に対して、宣伝広告を使っていないけれどもそれだけ増えたという、その結果の根拠という
か分析結果を教えてください。

○主査（永井佑君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 LINEの令和6年度の機能の充実についてですけれども、おっしゃるよう
に、リッチメニューを少し工夫したところがあります。令和6年度に増やしたものは、建物の
破損などの情報をいち早くキャッチできるための通報機能ですとか、子育てに関する病後児
保育のお知らせなどの機能を追加したところでございます。それと、市政だよりの中で、まち
がいファイブという間違いを探すコーナーに、今までははがきで応募していただいていたん
で、はがきのコストがかからないということもあり、こちらからの申込みも増えたとい
うところは、友達の増加にもつながったのかなと思っております。

それと、昨年度は小倉北区と若松区で、区役所窓口の予約手続のモデル実施が始まりまして、
その入り口機能なども追加した結果が友達の増加につながったのではないかなと推察しており
ます。以上です。

○主査（永井佑君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。その結果の中で1万人増っているのはすばらし
いと思います。ちなみになんですけれども、宣伝広告の方法は、いろんなパターンがあると思
うんですけど、そういったことは考えられたりはしなかったでしょうか。

○主査（永井佑君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 昨年度は広告を実施しておりませんが、その前、令和4年度、令和5
年度と、LINEの中で広告を実施しております。ただ、一定の予算もかかることですので、
広告を打たない中でも中身を充実させて、便利だと感じていただけるような皆様を増やすとい
うことも大事だと思っておりますので、そのあたりは地道に取り組んでいるというところです。
以上です。

○主査（永井佑君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。もう中身をしっかりとするというフェーズと、令
和6年度は使用したって感じましたので分かりました。

関連して質問をさせてほしいんですけれども、北九州市が監修、もしくは制作しているLINE
スタンプってありますか。

○主査（永井佑君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 市の監修のLINEスタンプは今ないです。把握しておりません。以上です。

○主査（永井佑君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。LINEスタンプの無料配布っていう方法が、

結構手っ取り早く、コスパよく友達数を増加することができるんじゃないかなと思って、この質問をさせていただいたんですけれども、ていたんのLINEスタンプなんかは、全くかんでない感じですか。

○主査（永井佑君） 広報戦略課長。

○広報戦略課長 ていたんのLINEスタンプは、すみません、詳しくは把握していないんですけど、恐らく環境局で担っているのではないかと思いますので、こちらでは承知しておりません。以上です。

○主査（永井佑君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。横断的に取り組んでもらえたらと思うんですけども、環境局に後で聞こうとは思いますが、累積販売数とか令和6年度の販売数とかを鑑みて、それだけていたんのスタンプに需要があるってことが分かれば、無料配布して、友達数が増加して、90日間で消えるCPDスタンプっていう方法があるんで、そこと掛け合わせて、次年度以降とか考えてもらえたらいいなと思って、要望とさせていただきます。以上です。

○主査（永井佑君） どうぞ。次。どなたからでも。伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） 北九州党の伊崎です。よろしくお願いします。

私からは、行政評価の取組を中心に総務市民局に3点伺わせてください。

1点目が、防犯カメラ運用事業とか防犯灯設置事業に関連して、先ほど大久保委員からも話がありましたけども、この成果指標が刑法犯罪認知件数になっています。これが令和6年度増えているということで、今人口が減少している局面において、犯罪が増えている背景、要因というのをどのように分析されているか教えてください。

2点目が、闇バイト対策を意図した若者の犯罪行為への加担防止啓発事業なんですけども、これも行政評価の指標として、暴迫対策に対して評価した市民の割合の増加というのを指標にしているんです。ただ、この闇バイト対策と暴迫への評価っていうのはひもづかないなと思っていて、成果指標は、書かれているインターネット広告のリーチ数などにすべきだと考えておりますが、その辺、見解をお伺いできればと思います。

最後、3点目ですね。多世代が参加、交流できる自治会活動支援事業につきまして、これと成果指標になっている地域づくり活動への参加者っていうものの、この参加者の定義というのを教えてください。まず、こちら3点をお願いします。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 人口が減少している中で犯罪が増えている要因ということですけども、コロナが明けまして人流が増えておるということで、特に都市によりましては、昼間人口と夜間人口の地域特性とか都市構造等も影響していると考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 若者の犯罪行為への加担防止啓発事業の事業目標について、暴迫対策に対して評価した市民の割合の増加ということで目標を掲げております。闇バイトにつきましては、やはり暴力団の関与が認められるということで、この啓発事業に関しましても、この暴迫対策に関する行政評価、市民アンケートを基に、この事業目標を立てております。以上です。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 地域活動に参加ということでの地域活動の定義ということでございます。もちろん設問に関しましては、アンケートで皆様にお尋ねした際、あなたは地域の行事や地域活動にどのくらい参加していますかという形での設問を設定してございます。この中で、地域の行事や地域活動ということに関して、特に補足はしてございませんので、幅広に皆様が参加される地域の行事や活動、自治会活動等をイメージしていただいているものと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） 1つずつ確認させてください。

まず、犯罪発生ですね。先ほどの話だと、自転車盗難とか万引きが増えているということで、人流が増えた影響はあるんでしょうけども、この犯罪を犯している人たちの特性とか世代というのは何か特徴がありますでしょうか。というのも、少年犯罪の件数自体は、ほかのデータを見ていると横ばいなので、違う世代の犯罪が増えているんだろうなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 高齢化が進んでおりますので、高齢者の万引き等が増えておるところはございます。以上でございます。

○主査（永井佑君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） 高齢者の方の万引きが増えているということで、これ、一つ認知症の絡みとかも問われたりしていると思うんですけど、そのあたりは何か分析データなどありますか。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 この万引きについては、当然認知症も影響しておるっていうのもありますけれども、留置施設等で認知症の検査を行っているデータがありますけれども、それで見ますと、そこまで、今のところ認知症は多くないというところを認識しています。以上でございます。

○主査（永井佑君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） となると、高齢の方の貧困が深刻になっていることで、やむを得ずというか、自分たちが生きるために食べ物をとっているとか、そういうものが増えたりしているん

でしょうか。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 そこまで詳しいデータまではありませんけれども、そういうことも一部影響しておるんじゃないかと思っております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） 高齢者の方のそういった犯罪が増えているとなると、人流が増えたから増えたというよりは、この高齢化の中で全く新しい、今までにない傾向がどんどん増えてきているんじゃないかと感じております。これからその件数が増えていくのであれば、高齢者の方の軽犯罪というのがどういった背景で起きるのか、どういった対策が可能なのか、今後そこをぜひ深掘りしていただければと思います。これは要望です。

続いて、闇バイト対策の件ですね。暴力団の関与が認められるということで、実は私もこの間、暴迫運動に参加させていただいて、初めてその関連について知ったんですけども、市民の方はそこまでそこを意識されていないと思うんですが、闇バイトと暴力団がつながっているところがない中で、私としてはこの闇バイト対策を意図した事業に関しては、それがどこまで届いたかというところを施策の成果指標にすべきだと思っています。ちなみに、このインターネット広告、ターゲット広告をされているということですけど、実際に表示数とかクリック数はデータはあるんでしょうか。

○主査（永井佑君） 暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 ターゲティング広告について、令和6年度につきましては2つの機関で実施しております。1回目は7月から8月までの2か月間、2回目が12月末から令和7年3月までの間です。7月から8月までの期間におきましては、約370万回の警告、12月末から3月までの期間におきましては約155万回の警告表示をしております。以上です。

○主査（永井佑君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） それは実際にどの世代にどの地域の人に表示されたか、そこまでのターゲットは分かっているんでしょうか。

○主査（永井佑君） 暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 地域につきましては北九州市内ですね。年齢層につきましては10歳代後半からおおむね30歳前半ぐらいまでを対象としております。以上です。

○主査（永井佑君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） ありがとうございます。それだけのところにピンポイントにして何百万回もリーチをしているのであれば、それなりに効果があると思っています。これ、ちなみに表示数はこれぐらいあると思うんですけど、実際にそのリンクをクリックしたら、それを注意喚起するようなウェブサイトへ飛ぶようになっているんでしょうか。

○主査（永井佑君）暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 クリックした場合は、北九州市のホームページですとか県警のホームページ、さらに闇バイトに関する注意喚起をするということになっております。以上です。

○主査（永井佑君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）そこまでたどり着いた人は実際どれぐらいいるんでしょうか。

○主査（永井佑君）暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長 7月から8月までの間に実施した370万回の表示のうち、約2万回クリックをされています。第2期間、12月末から3月までの間におきましては約1万回のクリックがなされています。以上です。

○主査（永井佑君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）ありがとうございます。それは、やっぱりそこを成果指標とすべきじゃないかなと思っていて、2万回、3万回アクセスがあったというところで、それが実際にそこまでたどり着いた、届いた人の数だと思うので、今後また行政評価を考えていただく上で、そのことは直接関係ない人にもたくさん聞かれているであろう市民アンケートの結果ではなくて、やっぱりターゲットとしている層にきちんと届くところを成果指標としても設定していただけだと思います。

最後、多世代が参加できる自治会事業について、マーケットへの回答まで、自主的な、自分がどう思っているかというところの回答ということで、地域づくり活動への参加者が定義されているということなんですけど、そこは理解しました。その上で、今回評価がやや遅れと書いてあるにもかかわらず、予算の執行率が低いのは、これはこういった理由があるんでしょうか。

○主査（永井佑君）地域振興課長。

○地域振興課長 このたび指標につきまして、地域活動への参加の割合というのが令和6年度30.7%ということで、前年度から若干増加をしてございますけれども、目標を50%と置いていることから、全体の目標への達成率としては61.4%ということで、やや遅れと、全体の量によって、やや遅れと評価をさせていただいたところでございます。

予算額に対しまして執行率がということでございますけれども、こちらは、この事業を行う過程において、アプリ等の開発等々も検討したところでございますけれども、アプリの開発に伴って実績に要した金額が、当初の見込みよりもかなり少なくなったということから不用額が出たものでございます。以上でございます。

○主査（永井佑君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）背景、理解しました。お金を使えば結果があるようなジャンルではないと思うので、その背景が理解できてよかったです。あと、今度アプリとは違うアプローチとかがもっと必要になってくるってところかもしれないので、引き続き、この部分につい

では今まさにビジョンのところを含めて検討されていると思うんですけど、今後も深掘りしていただければと思っております。

最後もう一つ。行政委員会事務局さんにお話を伺わせてください。

市議会議員選挙、今回5億2,000万円がコストとしてかかったということで、私、電子投票の件でお世話になっているんですけども、一つ何か、北九州市における選挙のコストが高い理由として、ほかの統一地方選とかと時期がずれていることが影響しているんじゃないかということも聞いたことがあります、例えば統一地方選挙とか、もしくは市長選挙と同じタイミングで市議会議員選挙が行われた場合に、その選挙に係るコストというのは圧縮される可能性はあるのでしょうか。

○主査（永井佑君） 選挙課長。

○選挙課長 ただいま統一地方選挙で複数の選挙を一緒にやった場合、コストが削減されるかどうか、それは削減は期待できると思います。ただ、現実的には任期の時期が違いますので、実際、例えば市長選と市議選と一緒にする、もしくは県議会議員選と一緒にするってなると、どなたかが辞めていただくというか、そういった問題も生じますし、空白期間っていうのも生じますので、そこら辺も勘案した上での実施、我々が決める話ではございませんので、そういうことかなと思います。以上です。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 すみません。先ほど私が申し上げたこと1点訂正させていただきたいと思います。

予算の不用額につきましては、アプリの開発に要する経費が下回ったと申し上げましたが、大変失礼いたしました。地域コミュニティに関するシンポジウムの開催をしております、このシンポジウムの開催に係る経費が、入札によってかなり不用額が出たということがございました。以上でございます。

○主査（永井佑君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） シンポジウムの件ですね。ありがとうございます。じゃ、アプリはそんなに関係ないということですか。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 大変失礼しました。アプリは別の予算事業で予算計上させていただいております、そちらの話でございました。大変失礼いたしました。

○主査（永井佑君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） シンポジウムとなると、そこにこの数百万円規模のお金がかかるようなシンポジウムを開催されたということになるのでしょうか。

○主査（永井佑君） 地域振興課長。

○地域振興課長 昨年度は多世代が参加するシンポジウムということで、ひびしんホールを舞台にしまして、200名を超える参加をいただいてシンポジウムを開催させていただきました。また、それに伴いまして、ワークショップも併せて開催をしております、そのワークショップでは、シンポジウムでは多世代が参加するということで、実際に、現役世代の方でございすとか、あるいは現役世代の方がされている町内会活動の先進的な事例を御紹介いただいたり、あるいはコミュニティー活動に関するコンサルタントのようなことをされている酒本さんという、専門家の方にお話をいただいて、シンポジウムを開催させていただいたところです。また、そのシンポジウムを踏まえて、じゃあ、実際御参加いただいた方を含めて、地域活動をどう生かしていただくかということを、実際に実例を持ち寄って検討していただくワークショップを併せて開催いたしました。その一連の流れの事業として行ったものでございます。以上でございます。

○主査（永井佑君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） 中身は理解しました。ただ、抑えることによって数百万円規模で変わるような、しっかりお金のかかったワークショップとシンポジウムをやるということなので、その結果がしっかり出ているかどうかについては、引き続きそのフォローアップを含めて検証いただければと思います。

選挙なんですけども、削減は期待できるが、実際に実現可能かどうかは、議員側とか政治家側の問題であれなんですけど、ちなみに、もし、一緒に選挙を実現した、同じ日にやったりした場合には、コストってどれぐらい下げれるか、そういう試算とか過去にあったんでしょうか。

○主査（永井佑君） 選挙課長。

○選挙課長 現在のところ、その試算はしておりません。以上です。

○主査（永井佑君） 伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） 承知しました。これは、もし今後御相談するとしても、議員発にはなってくると思うんですけども、やっぱり選挙のコストの高さというのは、ずっと議論されているところですので、引き続き電子投票も含めて多様な観点から、この効率化についても今後も議論させていただければと思います。私からは以上です。

○主査（永井佑君） 安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長 先ほど私、留置施設の調査、認知症の留置施設についての調査と申しました。刑務所における調査ということで訂正させてください。よろしくお願いいたします。刑務所における調査ということです。

○主査（永井佑君） よろしいですか。小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君） 小金丸です。よろしくお願いいたします。

まずは、市長公室にシティプロモーション推進事業の費用対効果についてお尋ねします。 プ

ロモーションの成果が非常に大きかったと思われる事業が分かれば教えてください。

次に、総務市民局にお尋ねします。

法務省により戸籍に振り仮名を登録することが義務化された事業がございまして、戸籍の振り仮名記載についてのお知らせという圧着はがきが届きました。このはがきの記載の関連事業に6,100万円計上されておりますけども、これは、このはがきの製作及び印刷費の合計と考えてよろしいでしょうか。

次に、市民センターの件でお聞きします。

ほかの委員の方の質問にあったんですけど、私は、市民センターの改修費の中で、本市の市民センターの中でのLED化、まだ蛍光灯が使われている市民センターがありましたら、それをLED化する計画があるのかをお尋ねしたいと思います。

そして、日曜日利用についてお尋ねします。

日曜日に市民センターを利用される方、多く希望されているかと思うんですけども、となると、職員を出勤させてまで日曜日に運営をしていかないといけません。金銭面の負担もありますし、その点、何か今の時点で問題点等、御報告が生じておりますでしょうか。

最後に、行政委員会事務局にお尋ねします。

北九州市内では、先ほど三宅委員の質疑にも重複するところなんですけども、高齢者の約2割に上ると言われている要介護認定者が約4万人いらっしゃるということです。その中でも特別養護老人ホームなどの介護施設に暮らしている有権者の方もたくさんいらっしゃるんですけども、この方々が投票に行きたくても行けない現状がございまして。その点、介護いただく方がいらっしゃる前提になるんですけども、その方々が投票できるような取組は何か考えられていますでしょうか。以上をもちまして質問をさせていただきます。

○主査（永井佑君） 広報戦略担当課長。

○広報戦略担当課長 シティプロモーション推進事業について回答いたします。

シティプロモーション推進事業につきましては、新ビジョンの重点戦略でもございます彩りある町、安らぐ町の実現に向け、人や企業を呼び込む都市の魅力を発信に取り組む予算としております。令和6年度につきましては、主なものといたしましては、テレビ番組の誘致や新聞、雑誌の掲載、小倉駅の階段広告や9面マルチビジョン等を活用した情報発信、そして、アクションを旗印とした統一的な情報発信をしてきております。その効果といたしまして、民放テレビや新聞等におきましては、ペイド、こちらでお金を払う部分もございまして、それ以外でもいろいろな営業を行いまして、民放テレビ37本、新聞雑誌では21本の市内市外への露出を行っているところでございます。この数字につきましては、令和5年度の実績よりも倍近く増えている状況でございます。

今年度につきましても新たなそういった、いろいろな営業活動を通じて、少しずつ、今年度

であれば日経ビジネスであったり、テレビ東京のモーニングサテライトとか、全国的な部分についても取材等の依頼が来ておりまして、対応を実施しているところでございます。

市民の方につきましては、シティプロモーション事業の成果目標の一つとしては、市民の方が北九州市に誇りを感じていただくというのを目標値として掲げておりまして、現在、令和6年度では、58.1%の方が誇りを持つということで、昨年度の56.2%から少し上昇しておりますので、これをもっと上げれるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上になります。

○主査（永井佑君） 区政推進課長。

○区政推進課長 戸籍の振り仮名通知についてお答えいたします。

戸籍の振り仮名の記載でございますが、こちらが、国のデジタル社会の基盤整備のために強力に推し進めている事業になります。全国民に通知を出し、氏名の読み方を確認した後に、それぞれの戸籍に氏名の振り仮名を記載するものでございます。令和6年度の6,100万につきましては、主にシステムの改修費となっております。戸籍法改正に伴うシステム改修事業として、氏名の振り仮名の法制化に伴う戸籍附票システムの改修を行っております。こちらが約1,800万円となっております。また、戸籍の振り仮名記載に伴いまして、住民票への読み仮名の記載事業も発生いたします。その住民票の住民記録システムの改修であったり、コンビニ交付システムの改修といったものに4,000万円ほど要しております。戸籍の通知に関しましては、令和7年度の予算執行となっております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 市民センターのLED化と日曜開館のお尋ねについて回答いたします。

まず、LED化についてです。これは国の方針で、令和9年度末に蛍光管の製造、輸出入が廃止されるといわれています。北九州市におきましては、北九州市地球温暖化対策実行計画というのがございまして、令和12年度までに全ての照明器具をLED化することとなっております。市民センターにつきましても、この方針に基づきましてLED化の検討を行わせていただいている途中でございます。具体的には、第三者所有方式といいまして、リースのような形で、10年間、事業者さんにつけていただいて設置する方法、これは、初期投資が分散されますので、費用的なメリットだったり、メンテナンスのメリットがございます。また、市民センターは規模が小さいということもありますので、直接、市で施行した場合とか、今、費用の比較をちょうど行わせていただいているところです。今年度と来年度、令和8年度までに、全体136館をどういうふうに改修していくのかというLED化に向けての計画というのをつくらせていただきまして、令和9年から令和12年度の4か年間でLED化の整備を行わせていただきたいと思います。以上でございます。

このLED化に伴って、今市民センターでいろいろ改革をさせていただいている関係で、我々が私案として持っていますのは、市民ホールの入り口をもう少し明るくしたらどうかということと、あと、トイレも暗いというお声が届いていますので、その2か所については、今の蛍光灯をただLEDに替えるんじゃなくて、少し環境の改善も含めて、検討を行えばということ考えているところです。

あと、日曜開館についてのお尋ねがございました。

現在、市民センター136館のうち7館で日曜開館をさせていただいております。ちょうど今、各市民センター、館長さんでありますとか、まちづくり協議会の会長さん宛てに日曜開館のアンケートを取らせていただいているところです。今、委員からお話があったとおり、日曜日に開けたいんだけど、まちづくり協議会の職員さんもなかなか日曜日に手配するのは難しいですというお声はいただいております。そういったものも含めて、どういった形で広げられるのか。例えばですけれども、日曜日に限ってはまちづくり協議会の職員さんじゃない方を一時的に入れて運営する場合に、どうでしょうかとか、そういった内容も含めたアンケートを、今回初めてやらせていただいております。どういった形で日曜開館を広げていくことができるのか、今ちょうど検討させていただいておりますので、また方向性が決まりましたら、予算要求も含めて御報告させていただければと思っております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 選挙課長。

○選挙課長 特養に入所されていて、投票に行きたいのに行けない方々への救済措置がないのかという御質問をいただきました。

公職選挙法に、指定施設などにおける不在者投票制度というのがございます。指定病院等における不在者投票っていうのは、その選挙人の方々が入院されている病院、もしくは入所中の老人ホーム、これは、先ほどは特養というお話だったんですけど、老人ホーム法で特養は老人ホームと規定されてございます。その老人ホームなどが不在者投票の指定施設になっている場合、その施設で不在者投票ができるという制度でございます。なので、お出かけにならなくても、その施設内で投票できるという制度がございます。

あと、その指定施設になるというのは要件がございまして、病院の院長もしくは老人ホームの長等、管理者の方が、そういった申請を福岡県の選挙管理委員会に行う必要がございます。その申請を受けた県の選挙管理委員会が、その施設に出向いて現地の調査を行って、この施設だったら投票できますねという、そういった確認をした上で指定を決定する仕組みになっています。ただ、これは若干、手続で数か月かかるとされています。その大まかな基準が、50人以上入所できるとか、あとは、ちゃんと投票事務を管理できるスタッフがいるか、そういったところが一つの基準になっております。

私ども北九州市の選管として何をやっているかという、そのPRということになるんです

けれど、特に市議選とか市長選のときには、我々市の選挙管理委員会から、その指定施設、もしくはまだ指定されていないグループホームなどに、こういった制度を御利用してくださいといったようなお知らせをしているところでございます。以上でございます。

○主査（永井佑君） 小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君） 御丁寧にありがとうございました。まず、シティプロモーションの件、市長公室の御答弁ありがとうございます。

費用対効果というところで、数字に出る部分と、先ほど市民の誇りという言葉がありましたけども、そういった根づいていく部分ということが、なかなか難しい部分があるかと思えますけども、発信は非常に目立って検証とか振り返りとかが、これからもっと増やしていければいいなど、私、委員とか議員とかそういった立場ではなくて、一市民としてそう思っております。

そして、総務市民局の戸籍制度、実は今日持ってきているんですけども、この戸籍のはがきが私、自宅に2枚、2通届いたんですよ。先日もお聞きしたんですけども、2通届く理由というのは、私が5人家族なんです。システム改修費にそれだけの予算を講じるのであれば、内訳が、これ4人と一番下の子のために1枚使っているんですよ。できれば、5人世帯というのは北九州市の人口の割合からして非常に少ない比率かもしれませんが、これほど無駄なことってないなと思ったんですよ。一企業であれば、こういったところもコスト削減であったりとか効率化を望みたいと思えますし、DX化を進めているといえども、こういった落とし穴があるっていうか、4名のために1枚、1名の一番下の子のために1枚、2枚発行されているわけなんですね。これは国の事業だと思いますので、全国規模に考えると非常に大きな税金が外に使われているんじゃないかなと危惧をしますので、その点をお伝えさせていただきました。

また、このはがきの裏面に、すごく小さな字で、マイナポータルサイトからの申込みもできると書かれております。ホームページにもそれが書いているんですけども、マイナポータルで全てできれば、このはがき自体が必要なくなってくるんじゃないかなとも思っております。要望として、一意見として受け止めていただければと思います。

そして、市民センターの件、先ほど御答弁ありがとうございます。これから私たちが考えないといけないのが、人口が減っていく、子供たちの数が今現実には減ってきているわけなんですけども、各校区に市民センターが1つあるというのが最大のメリットであり、もしかするとそれが、これから維持していくことが非常に難しくなってくるかもしれない。そういったことも踏まえて、これから、修繕であったり、市民センターの移転であったりも計画していかなければならないんじゃないかなと思います。

そして最後に、行政委員会の御答弁ありがとうございます。これを、特養と私言ってしまいましたが、そういった取組をさせていただいているということで、そういったルールもあると

いうことで、私自身もよく勉強をしていきたいと思います。

例えば気仙沼市では、65歳以上や要介護2以上の方などを対象に、無料のタクシー移動支援制度を設けられているそうなんですよね。これが事前登録を行えば、選挙当日や期日前投票所にタクシーで投票まで送迎してくれるサービスだということで、一つの事例として、もしかしたらもう御検討していただいているかもしれませんけども、事例としてお伝えしておきます。

そして、もう一つ考えていただきたいことが、高校3年生、18歳以上の有権者の投票率を上げていくということも、先ほど高齢者の件お伝えしましたけども、これもやはり考えていかなければならないと思いますので、もし18歳の、若い有権者に向けて何か今取り組まれていることがあれば、最後、教えていただければと思います。

○主査（永井佑君） 選挙課長。

○選挙課長 若者の投票率を上げる取組について御質問をいただきました。

おっしゃるとおり、若者の投票率というのは、徐々には上がっているんですけども、まだまだほかの年齢層に比べると低い状況であって、私どももまだそこは大きな課題と考えております。これが、一般的には18歳から24歳くらいの話なんですけれども、圧倒的に社会との接点が少なく、選挙や政治に対して自分ごととして考える機会が少ないんじゃないか、そういったことが理由じゃないかと言われております。

総務省がまとめた主権者教育の推進に関する有識者会議や、午前中に永井委員から御紹介いただいた、明るい選挙推進協議会から受けた答申の中で、その主権者教育に関する内容として、そういった若者の選挙事務への参画とか、あと、大学生とかの20歳代の社会人の方が一緒に話し合う機会の創出とか、そういった御提案もいただいております。現在それに沿った、我々の取組をやっているところでございます。具体的には、例えばその18歳の話であると、18歳の新有権者の方々に投票を呼びかけるはがきを送付したり、あと、大学生や高校生による投票立会人の参画をお願いしたりとか、もしくは大学生による投票向上に向けた意見交換会や、大学祭でこういった啓発活動をしていただくとか、そういったことをしております。

それと、やはり若い頃から習慣づけが大事だということにもなっておりますので、中学3年生に対して副教材を配らせていただいたり、生徒会の選挙等がございましたら、そこに本物の投票箱とか、記載台とかをお貸しする、もしくは、出張って講義を行う等のことを行っております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君） 御丁寧にありがとうございます。私自身もそういった取組にまい進してまいりたいと思います。すみません、それと、さっき御答弁いただいた中で、振り仮名表記の件は、令和7年度の事業とおっしゃいました、いろいろと申し添えましたけども要望として聞いていただければなと思います。以上です。ありがとうございました。

○主査（永井佑君）はい。次どうぞ。井上委員。

○委員（井上しんご君）質問させていただきます。

人事委員会について、まず伺います。

公明正大な人事を、そして雇用の安定ということで取り組まれておられます。そこでお伺いしたいんですが、人事委員会の役割として、いろいろ処分等があつて、それに対する、それはその処分が間違っているといった場合の審査請求の件です。昨年度の件数は何件あったかについて教えてください。

2点目です。今年、戦後80周年、昭和100年と言われております。昨年度からずっと今年の80周年に向けた取組などが、マスコミ、または民間、行政でも行われてきております。そこで、八幡東区役所が戦後80周年ということで八幡大空襲の戦没者名簿を探したそうなんですけども、どうも見つかっていないということで、区次長から報告がありました。そこで、合併等々いろいろあったと思うんですけども、文書館等に保存してあるかどうかについて見解を聞かせてください。

次に、3点目です。市民センター職員さんの件です。以前、これもセンターによっても、いろいろ話を聞いたらいろいろ違っているような感じなんですけども、職員さん、5年雇い止めていうケースで、当初は国の考えとしては、5年間有期雇用を繰り返して、5年以上働いた方については、働いている側から無期雇用への転用の申出ができるっていう制度です。しかし、その有期雇用を回避するために、5年たつ前にもう雇い止めをすると。1年間、別の仕事に就いてもらってまた雇うっていうケースもあつて、うちの市民センターでも、ずっと5年間働いてきた方が、この制度のために一旦辞められて、また1年後に戻ってくるっていうような現状です。そこで、今この御時世、人材確保というのが非常に困難になっております。また、せっかくそのキャリアを積んでいる方が、将来、勉強して館長とか館長試験を受けられるということもあると思うんですけども、こういった雇い止めについて、どうもセンターによつては雇い止めなく、ずっと無期雇用のところもあるとは聞くんですけども、こういったところを市としてどのように調整されているのかということについてお聞かせください。

そして、それに関係して4点目ですね。今の市民センター職員さんは、まち協の採用になっておられます。実際、センターによっても違うと思いますけども、館長さんと職員さんも同じところで働いておりますし、市民センターも、館長さんは市の職員ですけども、仕事も非常に増えているということで、当然職員さんと館長と連携しながら仕事をする、当然地域の行事等でも、まち協の職員さんですから、いろんな行事に働くことがあると思うんですけども、それを指揮命令系統は、実際、市の職員ではないまち協職員さんを、実際、現場の仕事であるわけですから、必ずお願いしながらやっていくということですけども、通常これも、以前にも議論になっておりましたけども、指揮命令系統のないところにやったとき、いろいろ問題が生じな

いように市としてどのように取り組んでおられるのかについて聞かせてください。

次に、5点目です。選挙管理委員会にお伺いをします。

私も選挙のときにポスターを貼るボランティアをよくするんですけども、結構、脚立を使わないと上がれないような高い場所にあるとか、貼る場所が非常に狭くて足場がなかったりとか、崖地であるとかっていうところも多々あります。そういう、ポスターを貼る方は高齢の方もおられるってということで、そういった危険な箇所について、また、これも歴史的な場所っていうのがあると思うんですけども、加えて、各陣営がそれぞれ車で行って、自分の候補者のポスターを貼ってっていう形になると思いますけど、非常に効率が悪いように思うんですね。候補者が多ければ多いほど、車で皆さん移動されますので、その掲示板の前には車が何台も路上駐車しますし、ガソリンとか環境問題に関しても、もっとうまくスマートにできないのかなっていうことは以前から思っております。例えばポスターのデータを事前に受け取って、シートでも印刷して、それをもう、ぱっと一気に貼るとか、何かそういう形で、ポスターを貼る方の安全の問題、また、非効率な、渋滞も含めてですけども、そういった部分でも、国の問題もありますけども、市として、そこら辺でどのように受け止めておられるか、見解を聞かせてください。

最後に、6点目です。公益通報制度、総務市民局が所管していると思うんですけども、兵庫県の問題でもあるように、この公益通報制度、ちゃんと通報者を保護するっていうことが制度としてうたわれていますけども、実際それは首長によってはもしかしたら、制度があっても条例があっても機能していないというケースもあるのかなと思います。仮に北九州市でこういった事例が起きたときに、市長が行政とかそういったのを無視していた場合に、ちゃんと通報者を保護できるような仕組みになっているのかについて見解を聞かせてください。以上です。

○主査（永井佑君） 調査課長。

○調査課長 先ほど昨年度に審査請求が何件あったかという御質問がありました。

人事委員会では職員から、懲戒処分とか分限処分、そういった不利益処分があった場合に人事委員会に審査請求ができるとなっております。地方公務員法に基づいて審査請求ができるとなっております。昨年、令和6年度は審査請求、ゼロ件となっております。以上です。

○主査（永井佑君） 文書館長。

○文書館長 先ほど、戦後80年の戦没者の名簿等の資料が文書館にないかとお尋ねされた件についてお答えいたします。

文書館は平成元年に設立されまして、機能としましては行政機関等が作成して保有している行政文書が保存期間満了し、そして、廃棄する段階になりまして、それを歴史的文書として移管する段階に、この文書館に相談して移管するというような仕組みがございます。戦後80年の戦没者名簿、これにつきまして、確認はしましたけれども、文書館にそういったものが保存されているところがないことを確認しております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 市民センター担当課長。

○市民センター担当課長 まず、市民センターの職員さんの人材確保の件と、あと、職員さんと館長さん連携して、トラブル等についてという2点、御質問いただきました件について回答いたします。

まず、1つ目の職員さんの勤務条件はまちづくり協議会と、具体的には区のコミュニティ支援課で委託契約を結ばせていただいております。その中で、市民センターの受付の補助業務ということで、まちづくり協議会の職員さんとして市民センターで働いていただいているというのが今の状況です。処遇関係ですけれども、一応、賃金につきましては、会計年度任用職員のE区分ということで、今年度であれば、最低賃金よりは100円ちょっと高い1,130円ということで、今はなかなか人材確保が難しいという中で、一定の賃金をちゃんとお支払いいただけるような金額として、まず委託契約をさせていただいているというのが1点目です。

勤務時間につきましては、原則30時間未満ということで、労災とか雇用保険とかの費用についても委託の中で見させていただいております。具体的な雇用条件を、やはりまちづくり協議会において職員さんを公募されて、雇われてという実務的なところになります。もちろん、職員さんの確保が難しいとかいろいろ御相談を受けておりますけれども、区と連携しながら声かけをして、何とか今、運営に御協力をいただいているという状況です。

5年以上働くと、雇用の権利といいますか、そういったのが発生するというので、そういった御相談もあるまちづくり協議会もあります。もちろん区に御相談いただいているということですが、我々の基本的な考え方としましては、やはり地域の方に、5年をめどに入れ替わっていただき、いろんな方に市民センターに入っていただいて、中には、やはり地域にすごく興味があってという方は、ステップアップされて館長さんになれる方もいらっしゃるということで今お話をしているところです。

あと、もう1点目ですね。館長とまち協職員さんの協力関係の件についてです。

これはまた同じように、いい点と悪い点ということでいろいろお話をいただいております。具体的には、こういうふうな協力関係ならではで、例えば今ちょうど文化祭の時期ですけれども、一緒にやることでこういったイベントに主体的に、まちづくり協議会にも入っていただいているというすごくいい面もありますけれども、先ほど委員おっしゃったように、協力ということで指揮命令系統がないというところで、緊急の対応がなかなか難しいですとか、先ほどの話にもありましたように、職員さんを確保するのが難しいとか、いろんな課題もいただいております。

今、市民センターの運営についても、ちょうど北九州市地域コミュニティビジョンということで、市民センター自体がこういった形の運営がいいのか、将来的にこういった形の地域の拠

点施設としてあるべきなのかと、ちょうど議論をさせていただいているところですので、その議論の方向性も踏まえて、市民センターの在り方というのをしっかり、また考えさせていただきたいと思います。

トラブルに遭ったとき、特にまちづくり協議会の会長さんが御心配されていると思いますけれども、これにつきましては、令和4年度からまちづくり協議会の使用者責任が問われるような場合に、保険がおりる損害賠償保険っていうのを市が加入させていただいております。最大3,000万円とかしっかり補償、トラブルがないのが一番いいですけども、あった場合についても、バックアップできるような体制を取らせていただいております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 選挙課長。

○選挙課長 公営ポスター掲示場の作業は何とかならないかという御質問をいただきました。

ポスター掲示場の数は、御存じのとおり、法令で投票区の選挙人名簿の数、それと面積に基づいて、一投票区当たり5か所から10か所ぐらいの設置が義務づけられておりまして、その数を実は減らすことも増やすこともできないという状態になっております。例えば選挙人の数が1,000人以上、5,000人未満で面積が4キロ平米未満であれば、7か所といった基準が具体的に決まっております。その設置場所については、できるだけ均等に配置することとか、見やすい位置に設置することとか、できたら作業しやすい場所であること、それとその設置する構造物の管理者の許可がいただける、そういったことを基本的な条件として、各区の選挙管理委員会が、その場所については選定をしている状況でございます。

御指摘いただいたとおり、市議選とか、立候補者の多い場合、その分掲示板も大きくなるというところで、非常に作業しにくい状況が生まれているというのは事実でございまして、設置業者には、なるべく工夫して、低いところに設置するようにお願いしたりしているところではあるんですけど、構造上、なかなかそうはいかないところもあるというのが現実でございます。なかなか設置が難しいところについては、適宜、区の選挙管理委員会が、もっといい場所ということで探して回っておるんですけども、実際、先ほど言った条件を満たすところが、新たに見つけることがなかなか難しく、御不便をかけているというのが実際のところでございます。後半におっしゃっていただいていたデータ、立候補受付のときいただいたデータを一気に、これ、選管がということですよ。掲示場に貼り付けることができないかっていうアイデアなんですけど、このポスター掲示場に貼るというこの作業、今のところは法律上、選挙運動の一部となっておりますので、そこは法律の改正等が必要になってくるのかなと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 人事課長。

○人事課長 公益通報制度について御説明させていただきます。

公益通報制度は公益通報した職員の保護を図ることで、組織としての自浄作用を向上させ、

市民に信頼される適正な職務執行を確保することを目的に、平成19年に導入されております。職員は、本市の事務事業に関して、法令に違反する事実、適正な職務執行を妨げる事実などがある場合においては、人事課や局の総務担当課、それから、内部通報相談員、こちら弁護士になります、に対して通報することができるとなっております。公益通報があった場合には人事課及び総務担当課は、弁護士である内部通報相談員の指導、助言の下で必要な調査を行い、調査結果に基づき必要な措置を講じているところでございます。

人事課等が行う調査に当たっては、公益通報者が特定されないように、十分配慮するとともに、公益通報を行ったことにより、通報者に対して不利益な取扱いを禁じておりまして、通報者の保護を図っておるところでございます。また、令和4年6月の公益通報者保護法の改正を受けまして、本市の要綱においても、通報対象者に退職者を追加したほか、匿名による通報も公益通報として受け付けるなどの制度の見直しも行っております。

ちなみに、直近の公益通報の件数なんですけれども、令和5年度が3件、令和6年度が4件、令和7年度は7月11日時点ではございますが、1件の通報を受け付けております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 3時が近いですが継続しますね。よろしいですか。井上委員。

○委員（井上しんご君） 人事委員会の件です。ゼロ件ということです。いろいろ労務担当の課長とかの話を聞くと、もし何かそういった不当なことがあれば、救済窓口として人事委員会の審査請求がありますよと、裁判もありますよというお話があるんですけども、なかなか、審査請求をするのも裁判するのも大変だと思うんですね。ですから、そういったトラブルがないように、例えば原局が処分を下す前に、その処分が適切かどうかという部分での研修であるとか、また、労働争議になる前に、事前に双方の調整を人事委員会として図っていく、人事委員会の役割がホームページに書いてありますけども、ここには職員の苦情処理っていうことも業務に書いてありますので、そういったことが可能かどうか、そういった形で未然に防ぐというケースについてお答えください。

次に、名簿の件についてです。文書館にはないということです。それで、多分、恐らくないと思うんですよね。名簿があったということは、当時の八幡市の職員さんが記録してあるというのは把握されて、あるというのはずっと区役所の中にも定説だったんですけども、いざ探してみると見つからないということですね。この戦後80周年を控えて、もう一度、ちゃんと整備をする必要があると思っております。広島、沖縄、そして長崎も、この慰霊祭のときには必ず名簿を、新しく亡くなった被爆者の方を名簿に記して、また、虫干しして直すということもありますし、この80周年のときに名簿を、戸籍から起こせると聞いていますので、再整備するという事について見解を聞かせてください。

次に、市民センターの件です。今お話をお伺いすると、5年雇い止めっていうのは別に市と

しては指導しているわけじゃないけども、いろんな方に入ってもらうためにというお話がありました。当然各センターによっても事情が違うと思いますので、そういったことを、多分機械的に5年しか駄目だと認識されているところも多いみたいな感じがしますので、その人の、当然市の方の意見、いろんな方にやってもらいたいっていうのも分かりますし、人材確保っていう部分で、それを、5年、6年、7年という形でやっていっても特に問題ないと思います。プラス、先ほど言った、市民センターとしてどう、職員さんが働きやすい職場、また、災害時に館長さんが職員さんにというところも、緊急のときの対応もあると思いますし、ぜひそこをうまく具合に、どれがいいのかっていうのは自分も答えがありませんけども、働く職員さん、また、その雇用責任のところをまち協の職員さんに、じゃあ、労働組合がもしできて、団体交渉っていうのは酷と思うんですね。ですから、そういうことはないように、市としてしっかりとまち協の職員さんを守る、また、場合によっては、市の雇用の職員さんにするっていうことも踏まえて、いろいろベストな状態をこれから検討してもらいたいと思います。要望です。以上です。

○主査（永井佑君） 答弁ありますね。調査課長。

○調査課長 人事委員会です。先ほどの審査請求の件で、その処分とかといった前に、何かそういった調整とかなのかというような御質問だったと思いますけど、実は平成16年に地方公務員法が改正されて、平成17年から人事委員会に苦情相談の窓口ができました。苦情相談で、ハラスメントとか、あと勤務条件に関すること、要はもう何でも、職員さんの苦情があれば人事委員会でお話を聞くというような、そういった窓口を設けています。週2日、火曜日と木曜日という形で、職員さんのそういった苦情を受け付けております。年間、大体10件から20件ぐらい、日々の勤務条件等に関する相談がありまして、そういったことに我々、寄り添って対応させていただいているというような状況でございます。以上です。

○主査（永井佑君） 区政推進課長。

○区政推進課長 戦没者名簿の整理に戸籍が利用できないかという御質問に対して回答いたします。

戸籍というのが、故人の親族法上の身分関係に係る事項が記載されております。認知の事実や離婚歴など、御本人にとってみれば他人に知られたくないと思われる事項が含まれていることも少なくございません。過去には、戸籍を利用して差別的行為につながるような不当利用が行われた事例も発生しております。そのため、個人のプライバシーの侵害や差別的行為の防止の観点から、戸籍の公開に関しては厳しい制約が設けられております。国または地方公共団体の機関からの請求についても、法令に定める事務を遂行するために必要がある場合に限り認められておりまして、戦没者名簿の作成といった理由で、地方自治体の機関が戸籍を請求することは困難であろうかと思っております。

また、戸籍簿が、戸籍に記載された方の死亡日をキーとして検索することができないので、特定の年月日に亡くなられた方、例えば八幡大空襲の日に亡くなられた方といった検索をすることも、物理的にも極めて難しいと考えております。他都市においては、遺族の方から、御自分の親族を戦没者名簿に載せてくださいといった際の資料に疎明資料として利用するために、戸籍を利用している事例があるということは承知しております。戸籍を利用した戦没者名簿の整理としては、他都市が行っているような御遺族からの請求があった際に、御協力するにとどまるものになろうかなと考えております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） それでは、じゃあ、なくした戦没者名簿をどうするのでしょうか。これ1点、お聞かせください。

次に、人事の件です。そういった窓口ができたというお話です。当然職場間のいろいろなトラブルとかパワハラの疑いであるとか、そういった相談があったときに、例えば教育委員会の場合だったら、教職員課というのがあって、そこが全て職員の人事権を持っていますし、懲罰も権限を持っている、そこに相談するわけですね。ですから、相談する窓口が、実は自分たちの服務を取り扱う部署であるとかっていう部分で、ですから、人事委員会的な第三者機関であるとか、そういった場所が必要だと思えますよ。でも、実際そういうところに相談したり、外部弁護士に相談しても、結局絶え間なしみたいな感じで、最終的にはそれは止められないという状況になっていくケースがあると思います。この点、もっと人事委員会としての公平性な観点でそういったのも広報してもらいたいし、そういった制度があるんだったら、そこに相談しても、また結局、人事担当の部署に回すとかじゃなくて、何かうまい方法があればなと思っておりますが、見解があれば聞かせてください。以上です。

○主査（永井佑君） 文書館長。

○文書館長 なくなった文書について、どういう形になりますかというお尋ねについてお答えいたします。

文書があったのではないかという委員の御指摘ですけれども、私どもも文書館として、そうしたものがあつたかとかというのを今時点で確認できないので、もし仮に、あるものがないという形に、あつたものを不法に廃棄したとかということであれば、文書管理規則上の問題とか、そういった問題にもあろうかと思いますが、私も、事実上どういった形でそれがなくなったかどうかが把握できないので、お答えにくい状況かなと解釈しております。以上でございます。

○主査（永井佑君） 調査課長。

○調査課長 すみません、先ほどの苦情相談なんですけれども、我々はたらい回しとかはせずに、もう本当に最後まで相談者に寄り添って、納得するまで、御本人が希望すれば所属に伝えたり、局の総務に伝えたり人事課に伝えたり、そういった形で改善をお願いしたりとか、要は中に入

って仲介するような立場で、途中でたらい回しにしたりとか、そういうことはやらずに、最後まで、本人が納得するまでさせていただく、そういった形でやらせていただいております。もし何か個別にありましたら、また言っていただければと思います。

○主査（永井佑君） 井上委員。あと5秒です。

○委員（井上しんご君） 安心しました。何かあったら相談させていただきます。以上です。

○主査（永井佑君） 次はどうですか。松尾委員。

○委員（松尾和也君） 日本維新の会の松尾です。行政委員会事務局に選挙のことをお聞きしたいと思うんですけども、市議会議員選挙、こんなに高かったかなと思って、何となくのイメージで、4億数千万円ぐらいのイメージを持っていたんですが、前々々回ぐらいから上がってきているのか。上がってきているのであれば、その要因をどうやって分析されているのかというところと、ある程度抑えなきゃいけないって努力されてきたと思いますから、どういうふうな工夫をしてきたのか、併せて教えてください。

○主査（永井佑君） 選挙課長。

○選挙課長 今、市議会議員選挙にかかったコストがだんだん上がっている、その原因は何かという御質問いただきました。

基本的には人件費、物件費、ベースとしてそれが上がっているということと、あと、令和2年度と令和6年度で大きく異なるのが立候補者数でございます。立候補者数が令和2年度は81名、令和6年度で96名ということで、そこで約1,700万円程度増えているということと、あとはなるべくコスト削減の工夫はどんなことをやっているかということで言いますと、例えば選挙公報を配布するコストがございます。それを、以前は、郵便局にお願いしていたところがございますけれども、郵便料がだんだん上がってきていまして、それを、そのまま郵便局にお願いし続けると、かなりコストアップになるっていうところをポスティング形式、委託という形で約800万円、そこでコスト削減ができたということ、そういったところはやらせていただいております。ただ、そのほかの部分については、基本的には上昇傾向にあるということでございます。以上でございます。

○主査（永井佑君） 松尾委員。

○委員（松尾和也君） ありがとうございます。立候補者のエントリー数によるんだってことは全く頭になかったので、あっ、そうかそうかと思ったんですけども、例えば選挙の看板設置あるじゃないですか。あれって入札でやってもらっていると思うんですけど、例えばその看板っていうのを、毎回毎回新しく作っているのでしょうか。

○主査（永井佑君） 選挙課長。

○選挙課長 毎回新しく作っております。毎回作って、廃棄しております。なぜかという、その選挙の候補者数っていうのはその時々で異なりますので、大きさも、予想という形になる

んですけど、若干変わってまいります。以上です。

○主査（永井佑君） 松尾委員。

○委員（松尾和也君） なるほどですね。多かったら看板足りないしということで、毎回それが使えるわけじゃないとしても、やっぱり僕はもったいないなと思いますね。何か取っておいて活用できるすべはないのかなというのを考えてほしいし、看板を設置するバイトを実は10代の頃やったことがあって、さっきも井上委員のやり取りの中にもありましたけど、設置するところによって、職人が工夫しながらいい具合に座るようにやるわけですけど、例えば、あんな木材も結構きれいな木材だったなって今思うんです。たった1週間程度のことでありますし、少々汚いのでもいいんじゃないかなと僕は思ってしまうんで、例えば市の間伐材だったりとか、あと、分かりませんが、竹とか放置竹林の竹を利用してみたいりだとか、これからもいろいろアイデア出していただいて、何でも高い時代ですけど、なるべく抑制する方向で頑張っていたければなと思って、質問終わります。ありがとうございました。

○主査（永井佑君） ほかにないですね。ほかになければ、以上で本日の議案の審査を終わります。

次回は9月29日月曜日午後3時20分から第6委員会室で市長質疑を行います。ついては、市長質疑の項目を本日の午後4時10分までに事務局へ提出されるようお願いします。

本日は以上で閉会します。

令和6年度決算特別委員会 第1分科会	主査	永井	佑	㊟
	副主査	宇都宮	亮	㊟